

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第1節 市活動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより防災関係機関の応援・協力を得て、災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。

活動方針

- 気象状況、災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備体制を決定する。
- 決定した配備体制を伝達し、定められた要員に動員を指示する。
- 震度6弱以上の地震発生の場合は、自主参集する。
- 必要に応じ他の部へ応援を要請し、要員の調整を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	配備体制の決定							
2	体制の確保							

第1項 配備体制の決定

気象状況及び災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備を決定する。

第1警戒体制	特に関係のある部課の少数所要人員にて配備し、情報収集及び連絡活動を主とし、さらに高度な配備体制に迅速に移行し得る体制
第2警戒体制	災害応急対策に関係のある部課の所要人数で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、直ちに災害対策本部体制に切り替え得る体制
災害対策本部体制	市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは危機管理監の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制

第1警戒体制から災害対策本部体制までの詳細な基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-1 配備体制表（地震、津波、その他の災害等）
- 3-1-2 職員の動員に係る留意事項

第2項 体制の確保

1 動員要請

(1) 配備体制の伝達による動員要請

各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、危機管理監（危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。

勤務時間内	市メールサービス（職員向け）、庁内放送、電話、FAX等
勤務時間外	一般加入電話、携帯電話、市メールサービス（職員向け）等 考え得る伝達手段を駆使し、各部課ごとに伝達する。

なお、勤務時間内及び勤務時間外における決定並びに伝達系統は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-3 配備体制の伝達系統（勤務時間内・勤務時間外）

(2) 自主参集

以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に参集する。

震度6弱以上の地震発生の場合

勤務時間外において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合

なお、災害による交通途絶のための所定の配備につくことができない場合、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従う。

資料編 [災害対応]

- 2-5-2 勤務時間外での地震発生への対応フロー図

資料編 [災害対応]

- 3-2-1 参集時の対応の流れ（震度6弱以上の地震が発生した場合）

2 動員

配備体制に応じて、あらかじめ定められた職員を動員する。詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

- 2-3-1 防府市の動員配備

3 応援調整

(1) 応援要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部職員班に要請する。

- ◆ 応援を要する時間
- ◆ 応援を要する職種等
- ◆ 勤務場所
- ◆ 勤務内容
- ◆ 集合日時、場所及び携行品
- ◆ その他参考事項

(2) 応援職員の調整

総務部職員班は、応援要請の内容により、余裕のある他の部署から動員の措置を講ずる。

応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて協力班を編成し、所要の応援を行う。

資料編 [災害対応]

- 2-5-1 市及び県の応急活動事例（時系列表）

第2節 災害対策本部等の設置・運営等

主な関係法令 : 災害対策基本法第23の2

主な担当関係部署 : 各課共通

市は、「防府市災害対策本部設置運営要綱」に基づき、災害状況に応じて市本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。

活動方針

- 気象状況及び災害状況を考慮し、あらかじめ定められた基準により、災害対策本部等を設置する。
- 市本部各対策部各班は、あらかじめ定められた分掌事務に従い、措置を行う。
- 災害のおそれが解消し、又は応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	災害対策本部等の設置							
2	市本部の運営							
3	市本部の廃止							

第1項 災害対策本部等の設置

1 第1警戒体制、第2警戒体制

(1) 第1警戒体制

	気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合
第1警戒体制	◆ 市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち一以上が発表されたとき。	市内で震度3の地震が発生した場合	遠地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき。
本部の設置	第1警戒体制においては、本部は設置せず、通常の体制の範囲の中で対応に当たる。		
実施する業務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集並びに広報活動を行う。 ◆ 必要に応じ次の情報を収集し、資料を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量、水位、潮位等に関する情報の収集 ・人命及び家屋に関する被害情報の収集 ◆ 県防災行政無線は常時開局し、平常時の勤務時間中は防災危機管理課が、勤務時間外は市役所宿日直室が受信するが、第1警戒体制など職員配備時には、防災危機管理課が受信する。 ◆ 災害状況に応じ無線の使用を制限することがある。 ◆ その他の防災対策については、市本部設置時における各班の所掌事務に準じ実施する。 		

(2) 第2警戒体制

	気象災害の場合	地震災害の場合	津波災害の場合	その他の災害の場合
第2警戒体制	◆ 市内に大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪又は大雪警報のうち一以上が発表されたとき。	市内で震度4の地震が発生した場合	—	◆ 市内で大規模な火災、危険物等に係る事故、原子力事故が発生した場合 ◆ その他の人的物的被害が甚大な事故が発生した場合（社会的影響度が高いもの）
本部の設置	第2警戒体制においては、本部は設置せず、通常の体制の範囲の中で対応に当たる。			
実施する業務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集並びに広報活動を行う。 ◆ 必要に応じ次の情報を収集し、資料を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集・分析 ・ 県等関係機関との連絡 ・ 市民広報の実施 ・ 災害危険箇所のパトロール ・ 被害状況調査の実施 ・ 海面監視 ・ 応急対策用資機材の確保 ・ 資機材及び人員の輸送 ・ 避難場所等の設置準備 ◆ 県防災行政無線は常時開局しておくものとし、平常時の勤務時間中は防災危機管理課が、勤務時間外は市役所宿日直室が受信するが、第2警戒体制など職員配備時には、防災危機管理課が受信する。なお、災害状況に応じ無線の使用を制限することがある。 ◆ その他の防災対策については、市本部設置時における各班の所掌事務に準じ実施する。 			

※ 台風の接近等、必要に応じ危機管理監招集のもと、庁内情報共有会議を開催し、防災気象情報の共有や今後の各部局の対応方針等の確認を行う。

資料編 [配備体制]

- 3-1-4 第1警戒体制、第2警戒体制における業務の流れ

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-1 災害対策本部の連絡系統図

2 水防本部の設置

下表の基準の1つに達した場合、危機管理監の進言により、水防長（副市長）は、水災を予警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、1号館2階防災危機管理課内に水防本部を設置する。災害の状況により水防非常体制ではなく、第1非常体制へ移行する場合あり。

なお、水防本部については、市水防計画を参照のこと。

	気象災害の場合
水防非常体制 (水防本部 設置)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 ◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 ◆ 高潮による被害が予想されるとき。

3 災害対策本部の設置

市の地域の全部若しくは一部に下表に示す災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは危機管理監の進言により、市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めるときは、市本部を設置する。

	気象災害の場合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合
非常体制 (災害対策本部設置)	<p>【第1非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき ◆ 防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき ◆ 台風が防府市に上陸すると予想されているとき <p>【第2非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき ◆ 市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。 	<p>【第1非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき ◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき <p>【第2非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 ◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 ◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。 <p>※ 「必要と認めるとき」の基準は、気象災害の場合に準ずる。</p>
設置者	市長（代行第1位：副市長（副本部長）、代行第2位：総務部長、代行第3位：土木都市建設部長）		
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部統括部総括班は、直ちに市役所1号館3階南北会議室に本部統括部の執務室を設置する。 ◆ 災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部統括部の執務室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。 ◆ 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、議会棟3階全員協議会室に本部統括部の執務室を設置する。 		
設置に伴う事務	<p>市本部の設置が決定されたとき、直ちに以下の要領にて本部統括部の執務室の設置等の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部総務班及び本部統括部広報班は、本部統括部の執務室の開設を補助する。 2 本部設置の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・市本部設置を庁内、出張所、既に開設されている指定緊急避難場所や地区一時避難場所、県、その他防府市防災会議各機関に連絡する。 3 本部統括部情報発信班及び本部統括部広報班は、報道機関、広報車等を通じて、市民へ本部設置を周知する。 4 総務班は、全車両を本部運用体制に切り替える。 		

(1) 市本部の組織体制及び実施する事務

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部班をもって構成する。本部長が不在等により指揮を行うことが不能のときは、下表の順位にて災害対策の重要事項の指揮・命令を行う。

本部長	市長 (代行第1位：副市長（副本部長）、 代行第2位：総務部長、 代行第3位：土木都市建設部長)
副本部長	副市長 (代行第1位：総務部長、 代行第2位：土木都市建設部長、 代行第3位：総合政策部長)

資料編 [配備体制]

● 3-1-5 災害対策本部の組織構成図

各対策部は本庁における災害対策実施組織として、各対策部の判断により災害対策業務の実施に当たる。

部には部長及び副部長を置く。副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。市本部に置く部、構成する組織及び部の設置基準は、資料編のとおりとする。

資料編 [配備体制]

● 3-1-6 本部の組織体制及び部の設置基準

また、水防活動について、市防災計画により市本部が設置されたときは、水防本部の組織は市本部の組織に代わるものとし、本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い防災の万全を期する（消防団及び水防団の配備出動については、それぞれ防府市警防規程及び防府市水防計画による。）。

(2) 設置の通知

市本部を設置したときは、設置の場所その他必要な事項を以下の通知先へ公表する。公表の方法は、状況に応じ次のいずれかを使用し伝達する。

公表又は通知先	方 法	担 当
庁内各部 (出先機関を含む。)	庁内放送、電話、庁内イントラネット等 ※出先機関をもつ部課は、それぞれから連絡する。	情報発信班
県知事 (防災危機管理課)	山口県総合防災情報システム・FAX又は県防災行政無線電話	総括班、情報発信班
防府警察署	FAX又は電話	総括班
防災関係機関	FAX又は電話	〃
報道機関	文書、口頭、電話等	広報班
市民	広報車、市メールサービス、LINE、防災ラジオ、市ホームページ、ケーブルテレビ等	情報発信班
	報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）	広報班

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を強力に推進するため、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

設置者	◆ 現地本部の設置は、本部長が決定する。
設置場所	◆ 所管区域及び設置場所については、その都度本部長が定める。
設置に伴う事務	◆ 本部長は、現地本部設置に先立ち、速やかに担当職員を現地に派遣し、現地本部の標識をわかりやすい場所に掲げ、現地本部設置の措置を行う。 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報の表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・現地本部設置を庁内、出張所、県、防災関係機関等に連絡する。
現地本部の組織体制	◆ 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。 ◆ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮・監督する。 ◆ 現地本部の職員は、被害状況及び対応状況等を踏まえ、本部長が選任する。
現地本部の組織及び実施する事務	◆ 現地本部を構成する機関その他組織等に関して必要な事項は、被害状況及び対応内容を踏まえ、その都度本部長が定める。

第2項 市本部の運営

1 各対策部における活動

市本部各対策部各班は、あらかじめ定められた事務分掌に従い、措置を行う。

なお、事務分掌の詳細は、資料編のとおりとする。

また、市本部が設置されていないときであっても、事務分掌に従って、防災対策を実施するものとする。

資料編 [配備体制]

- 3-1-7 災害対策本部における事務分掌

2 本部統括部における活動

(1) 本部統括部における情報の収集、整理

本部統括部は、災害応急対策の迅速な実施を図るため、各対策部各班、対策部連絡員等からの報告を通じ、管内の異常情報、各班の対応状況等を収集・整理する。

- ◆ 市本部各対策部は、入手した災害の情報をとりまとめ、速やかに電話又は文書連絡により本部統括部情報整理班へ通知する。
- ◆ 本部統括部情報整理班で整理した情報は、その内容に応じて本部長に報告し、本部員会議における対策検討資料とする。
- ◆ 参集職員は、参集途上で知り得た情報を各所属長に報告する。

(2) 各対策部連絡員による報告

本部統括部に派遣された各対策部連絡員は、本部統括部で収受した情報を所属部署へ報告するとともに、所属部内の各班における対策の実施状況、被害報告、その他所要の情報を常時把握し、本部統括部総括班に報告する。

3 本部員会議の実施

市本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて、以下の要領にて本部員会議を開催する。

招集者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部員会議の開催の可否は本部長が決定し、招集する。 ◆ なお、本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を危機管理監に申し出る。
本部員会議の構成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ◆ 本部員会議の庶務は、本部統括部総括班が担当する。
会議の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1号館3階南北会議室で行う。（災害の状況により直ちに本部員会議を開催する必要がある場合は、他の会議室で本部員会議を開催し、本部統括部の執務室の設置や各班の体制が整い次第、1号館3階南北会議室に移行する。） ◆ 市内において震度6以上の地震が発生した場合や、市庁舎が被災し、使用不能のときは、議会棟3階第4委員会室で行う。
会議における決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部体制の配備及び廃止に関する事。 ◆ 避難指示等の発令に関する事。 ◆ 重要な災害情報、被害状況の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事。 ◆ 災害対策の重要な指示に関する事。 ◆ 救助法の適用に関する事。 ◆ 自衛隊の災害派遣に関する事。 ◆ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町に対する応援要請に関する事。 ◆ 災害対策に関する経費に関する事。
本部員会議の通知	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部員会議により決定された事項については、本部員が対策部各班に通知・伝達する。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じ、意見聴取・連絡調整等のため、県及び防災関係機関の出席を求めるものとする。

4 支援活動体制

県、防災関係機関等は、現地情報連絡員（リエゾン）を市本部に派遣することなどにより、相互に緊密な連携の確保及び情報交換に努めるものとする。

第3項 市本部の廃止

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

市本部を廃止したときは、市本部設置の場合に準じて公表する。

第3節 関係機関間による相互の連携体制の確保

主な担当関係部署：防災危機管理課

主な担当関係機関：県、徳山海上保安部、西日本旅客鉄道(株)

災害応急対策責任者は、各防災関係機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合、被災地近くに災害対策総合連絡本部を設置し、県及び防災関係機関や災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策を実施する。

活動方針

- 災害の状況等を考慮し、県及び防災関係機関と調整し、災害対策総合連絡本部の設置を検討する。
- 災害対策総合連絡本部の設置が決定した場合は、被災地付近に連絡本部を設置し、各機関と密接な連絡をとり、応急対策を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	災害対策総合連絡本部の設置							
2	災害対策総合連絡本部の運営							

第1項 災害対策総合連絡本部の設置

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）の設置を決定する。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めるときは、設置すべき機関にその旨を申し出る。

市長	主として陸上災害の場合
知事	2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
海上保安部長	主として海上災害の場合
空港事務所長	主として航空事故の場合
西日本旅客鉄道（株）広島支社長又はその指名する者	J Rの事故の場合
その他	主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

第2項 災害対策総合連絡本部の運営

連絡本部の設置が決定した場合、災害状況に応じ、被災地付近に連絡本部を設置し、各所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策を実施する。

連絡本部の構成機関	◆ 災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加する。
連絡本部の長	◆ 設置機関の長又はその指名する者が本部の長となる。 ◆ 本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括する。
連絡本部の設置場所	◆ 設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所とする。
連絡本部の所掌事務	◆ 連絡本部における主な応急対策は以下のとおりとする。 ・災害応急対策を効果的に推進するための協議 ・災害情報の収集、分析及び検討 ・総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進 ・各機関の活動の連絡調整 ・その他災害応急対策実施についての必要な事項
各機関との関係	◆ 連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成はそれぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努める。

第2章 災害情報等の収集・伝達

第1節 災害発生直前の情報収集・伝達

主な担当関係部署：防災危機管理課、地域振興課（出張所班）、消防本部、消防団

主な担当関係機関：下関地方气象台、国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、山口農林水産事務所、防府警察署、西日本電信電話(株)山口支店

市は、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合は、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るため、気象警報・注意報等の気象に関する情報等を速やかに把握し、市民及び関係機関に伝達する必要がある。このため、本節では、気象警報・注意報等の情報収集・伝達について必要な事項を定める。

活動方針

- 県及び防災関係機関と連携し、気象に関する情報等を迅速に把握し、速やかに市民及び関係機関に伝達する。
- 大規模火災等の特殊災害発生等、市民等からの通報を受けた場合は、速やかに関係機関へ通報し、情報共有する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	気象警報・注意報等の収集							
2	気象警報・注意報等の伝達							

具体的な活動内容

第1項 気象警報・注意報等の収集

市は、下関地方気象台等から気象警報・注意報、気象情報、土砂災害警戒情報等を収集し、避難指示等の判断など災害対策活動に利用する。主な気象警報・注意報等を以下に示す。

なお、詳細は、資料編のとおりとする。

気象警報・注意報等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報を発表する。 「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき 「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき 「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合 ◆ 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、簡潔かつ効果的に伝えられるよう、従来通り市町をまとめた地域の名称を用いることがある。
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表する（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条・土砂災害防止法第27条）。
土砂災害緊急情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県砂防課は、地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保の発令の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表する（土砂災害防止法第28条及び第31条）。
噴火警報等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福岡管区気象台地域火山監視・警報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条の規定により噴火警報等を発表する。

資料編 [気象情報等]

- 3-4-1 気象警報・注意報等の種類と発表基準
- 3-4-2 土砂災害警戒情報の発表基準
- 3-4-3 土砂災害緊急情報の周知基準
- 3-4-4 噴火警報等の発表基準
- 3-4-5 山口県の気象細分区域

第2項 気象警報・注意報等の伝達

市及び防災関係機関は、相互に連携し、気象警報・注意報等の必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

なお、気象情報等の伝達系等及び伝達に係る各機関の措置事項についての詳細は、資料編のとおりとする。

市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別警報・気象警報・注意報等について、県から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。 ◆ この場合、防府警察署、消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（消防保安課））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

資料編 [気象情報等]

- 3-4-6 気象情報等の伝達系統
- 3-4-7 市内部における伝達系統（勤務時間内・勤務時間外）
- 3-4-8 県における伝達系統
- 3-4-9 大規模火災その他特殊災害発生時の市内部における伝達
- 3-4-10 気象情報等に関する関係機関による措置事項

第2節 災害発生時の通信手段の確保

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、消防本部

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、西日本電信電話(株)山口支店

災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される中、市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。迅速で的確な情報収集・伝達のため、通信手段の確保を優先する必要がある。災害の発生のおそれのある場合は、直ちに通信網の確保及び構築に全力を挙げる。特に、通信施設が被害を受けた場合には、迅速な応急復旧及び代替措置を実施する。

活動方針

- 災害対応に必要な通信連絡手段を速やかに確保し、通信連絡体制を確立する。
- 災害時の通信体制を確保するため、多様な手段の確保に努め、整備を図る。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 通信体制の確保							
2 通信手段の確保							
3 通信設備の機能回復							

具体的な活動内容

第1項 通信体制の確保

市は、災害発生時における通信連絡事務を迅速かつ円滑に行うための通信担当者を定め、通信確保のための体制を確保する。なお、本市の通信取扱責任者は、防災危機管理課長とする。

通信取扱責任者及び通信担当者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について通信の確保が図られるよう努める。

第2項 通信手段の確保

1 無線通信の確保

市は、有線電話途絶時には、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信を確保する。災害情報の収集・伝達のための中核施設として設置している県防災行政無線網（地上系・衛星系）による重要情報の伝達を優先かつ迅速に行うため、次の措置をとる。

回線統制	全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。
割込み及び強制切断	任意の話中回線に、割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。

なお、上記の措置をとる場合は、制限の内容その他必要事項について関係端末局の無線管理者(市長、出先機関の長等)に事前に通知し、混乱を回避する。

2 その他様々な通信手段の確保

市は、携帯電話の活用、消防無線その他の業務用無線の利用や連絡員の派遣など、災害の状況に応じ、可能な限りの通信手段を確保する。

なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。

3 他の機関の協力による通信手段の確保

市は、大規模災害により通信の確保が困難になったときは、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図る。

電話・電報施設の優先利用	電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。	一般電話及び電報 専用電話 携帯電話 衛星携帯電話
電話回線の被災時の代替通信	電話又は電報施設が利用不可能となった場合、無線通信等の移動体通信を確保するとともに、インターネットによる通信等、あらゆる手段を活用し、通信手段を確保する。	同報系防災行政無線 携帯電話 インターネット通信 消防救急無線
無線通信等の非常通信の利用	自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備あるいは他の機関が設置している無線局に非常通信の協力を依頼する。（非常通信）	非常通信（非常通信協議会に加入する無線局） 防災相互通信用無線 災害対策用移動通信機器等 臨時災害放送用機器 災害対策用移動電源車
民間団体等の通信施設の活用	通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線取り扱い者と、あらかじめ協議した内容に基づき、協力を要請する。	アマチュア無線 タクシー用業務無線

資料編 [通信施設]

- 2-6-3 消防無線一覧
- 2-6-4 災害時の電話・電報施設の利用
- 2-6-5 災害時の非常通信の利用

第3項 通信設備の機能回復

災害により通信機能等に支障が生じた場合は、通信担当者及び各庁舎・施設等の管理者は、通信機能の被害調査、非常電源の点検等を行い、応急措置や修理会社への手配等を行う。

特に通信設備や非常電源設備等の取扱者を定めていない場合や、勤務時間外に災害が発生した場合等、設備等の取扱者が不在となるおそれのある場合は、必要な資格や技術を有する者の早期参集を図るよう対応する。

第3節 災害情報・被害情報の収集・伝達

主な担当関係部署：各課共通

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、山口県民局、
防府土木建築事務所、山口健康福祉センター、山口農林水産事務所、
防府警察署、西日本高速道路(株)

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。このため、市は、災害の発生に際し、速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告する必要がある。

ここでは、災害発生時の災害情報・被害情報の収集・伝達に関し、必要な事項を定める。

活動方針

- あらゆる手段を使って災害の全体像の迅速な把握に努める。
- 市、県及び防災関係機関は、連携を密にして、適時適切な情報の提供を行う。
- 収集・とりまとめた情報は、定められた様式にのっとり、速やかに担当部署へ報告する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	情報収集・伝達連絡体制の確立							
2	市の被害情報調査・収集・集約							
3	被害状況の報告							

具体的な活動内容

第1項 情報収集・伝達連絡体制の確立

市は県及び防災関係機関と協力し、災害発生時には積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、所掌する事務若しくは業務に関し被害状況及び災害応急対策に必要な情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

市本部各対策部各班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査・収集は、原則として各対策部各班が行う。 ◆ 被害状況をとりまとめ、本部統括部情報整理班へ報告する。
本部統括部情報整理班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市本部における情報の収集及び整理を行う。 ◆ 各対策部各班からの情報を取りまとめ、県等関係機関へ報告する。

特に、本市が震源地又は震源地に近い地震が発生した場合等、大規模災害時は、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるため、市職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、防災関係機関等の協力を早急に確保するとともに、調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等の徹底を図る。

なお、被害調査の報告については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 3-3-2 情報収集連絡系統

第2項 市の被害情報調査・収集・集約

1 災害情報の収集

収集すべき情報内容は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助や消火活動を実施する上で必要な情報（建物崩壊、出火、道路・橋りょう等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報輻輳状況等）を積極的に収集する。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。

(1) 各対策部による災害情報の収集

大規模な災害の場合、本部長は緊急調査を本部員に指示し、本部員は被害状況の収集を所掌する各対策部に伝達する。各対策部に応援の必要がある場合は、本部員が増員を指示し、総務部職員班が調整を行う。規模の小さな場合は、本部員の判断で調査を指示する。

調査内容は人命救助に必要な情報を優先的に取り扱い、負傷者の救出救助、消火活動を実施する上で必要な情報（建物倒壊、出火、道路、橋りょう等の損壊状況、死傷者発生状況）を収集する。

市が収集すべき情報の概要を以下に示す。

なお、応急対策別に収集すべき情報及び各対策部が収集すべき情報の詳細は、資料編のとおりとする。

【収集すべき主な情報】

災 害 発 生 直 後	そ の 後 の 段 階
津波及び土砂災害の発生状況	被害状況
人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難指示等又は警戒区域の設定状況
家屋等建物の倒壊状況	避難所の設備状況
火災等の二次災害発生状況及び危険性	避難生活の状況
避難の必要の有無及び避難の状況	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
市民の動向	電気、水道、下水道、通信サービス等ライフラインの復旧状況
道路及び交通機関の被害状況（特に避難道路及び橋りょう）	医療機関の開設状況
電気、水道、下水道、通信サービス等ライフラインの被害状況	救護所の設置及び活動状況
その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	傷病者の収容状況

【情報収集先関係機関】

情 報 の 種 類	情 報 収 集 先
地震及び津波に対する情報	気象台、県本部、放送局
火災の発生状況	消防機関、警察、海上保安部
死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防機関、警察、県本部

(2) 防災危機管理課における災害情報の収集

防災危機管理課は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

また、被害規模を早期に把握するため、消防本部による119番通報の情報を積極的に収集するものとし、その状況を県又は消防庁へ伝達する。

(3) 市職員による参集途上時の災害情報の収集

夜間、休日等勤務時間外に参集を要する災害が発生した時、市職員においても、参集途上に出来る限りの情報を収集する。

登庁後は、各班長へ報告し、班長は、本部統括部総括班へ報告する。

(4) 消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集

災害発生時、消防本部及び消防団は、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。また、自治会等の自主防災組織は、早急な救援活動を要請するため被害情報の収集に努める。

消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。 ◆ 各署所は、可能な限りの被害情報収集（資料編「各対策部別必要情報」参照）を行い、電話又は消防無線を用い消防本部へ連絡する。 ◆ 市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報（緊急通報輻輳状況等）の情報を積極的に収集する。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生時、消火活動及び救出活動を行う。 ◆ 可能な限りの被害情報収集を行い、電話又は消防無線で消防本部へ報告する。
自主防災組織 （自治会等）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生時には、初期消火、救出等自主防災活動を行うとともに、各対策部は（資料編「各対策部別必要情報」参照）の情報について収集を行う。 ◆ 各出張所との電話による連絡手段が確保できるときは、情報を電話により連絡する。連絡手段が途絶しているときには、可能な限り自主防災組織（自治会等）の連絡員を各出張所へ派遣し、情報の伝達を行う。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-3 応急対策別必要情報
- 3-3-4 各対策部別必要情報

(5) 県等による措置

災害発生時、県及び防災関係機関による被害状況の把握等の措置は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-5 県等関係機関による被害状況の把握及び措置

2 住家・人的被害等の調査

(1) 住家被害の調査

住家被害は、救助法の適用(申請)、罹災証明書等の発行、税の減免、救助物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。このため、市は、住家被害を迅速・正確に把握する。

総務部 調査班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住家被害調査班を編成する。 ◆ 「被害の分類認定基準・住家被害(内閣府)」に基づき住家被害調査をする。 ◆ 甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア(建築士等)の応援を得て行う。 ◆ 被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。 ◆ 状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。
------------	--

(2) 人的被害の調査

人的被害の調査に当たっては、「被害の分類認定基準・人的被害(内閣府)」に基づき、次により行う。

消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防対策部は、自主防災組織(自治会等)の協力を得て状況を把握し、本部統括部総括班に報告する。 ◆ 同時多発火災や救急医療需要の増大により、把握が困難になることが予想されるため、警察署等関係機関と協力のもと、被害の把握を行う。
-------	---

(3) その他の被害の調査

住家被害調査の進捗状況を見ながら、各班は、所管の施設等の被害調査を実施する。

資料編 [条例等]

- 3-5-1 被害程度の認定基準

3 被害状況調査の取りまとめ

(1) 被害調査の取りまとめ

本部統括部情報整理班は、各被害調査の取りまとめを行う。取りまとめた情報は、危機管理監から本部長(市長)へ適宜報告する。また、被害が甚大な場合は、被害状況のとりまとめに時間がかかるなど報告が滞るおそれがあることを踏まえ、本部統括部情報整理班は、各対策部各班からの報告を待つのみならず、積極的に各対策部各班への被害調査事項の確認等を行い、被害状況の把握の円滑・迅速化に努める。

なお、被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要であるため、本部統括部広報班において記録写真を収集し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に努める。

(2) 災害情報に基づく意志決定及び共有化

本部統括部総括班は、情報を分析し、応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、警戒区域の設定、事前措置、救助法の適用申請等の必要性の有無を検討し、本部長である市長(不在の場合は、副本部長である副市長)に進言を行う。本部長は、その進言をもとに意思決定を行う。

これらの情報については、本部員及び防災関係職員において(適宜、全職員)共有化を図り、活動に統一性を与える。

第3項 被害状況の報告

気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、市民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、同報系防災行政無線をはじめ市メールサービス、電話、FAX、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。

市において収集した情報は、県、防府警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。

1 県への被害情報報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、県・国における対策に支障をきたすので、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対処した措置の概要を県（防災危機管理課及び山口県民局）に速報し、応援の必要性等を連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡する。

県への被害報告の概要を以下に示す。

なお、詳細は、資料編のとおりとする。

(1) 被害発生速報（被害発生報告書：資料編）

次の重要被害について、発生の都度、直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

速 報	速 報 内 容
人 的 被 害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家 屋 被 害	住 家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家：全壊、半壊 被災者：世帯数、人数
そ の 他 被 害	ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による市民生活影響被害
避 難 措 置	市が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部設置状況	市本部を設置し、又は廃止した場合

(2) 中間報告（被害発生報告書：資料編）

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

(3) 被害状況報告（被害発生報告書：資料編）

災害に対する応急措置完了後 20 日以内に文書により最終報告する。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-6 被害発生報告書様式

資料編 [条例等]

- 3-5-2 被害発生報告書要領

2 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に定める「第3 直接即報基準」に該当する、火災・災害等が発生した場合には、第一報を県に加え、消防庁に対しても報

告する。この場合、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行う。

当該報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告する。

なお、直接即報に関する消防庁の報告先及び報告対象となる災害については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

● 3-3-7 直接即報の概要

3 各種被害状況

災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。救助法に基づく報告については、第13章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

4 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

第4節 被災者情報の把握及び提供

主な担当関係部署：市民課、社会福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、高齢福祉課、障害福祉課、防災危機管理課、行政管理課

市は、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況、配慮事項等を一元的に集約し、被災者の個人情報管理を徹底し、被災者情報の把握に努める。

また、被災者の安否情報等の照会があったときは、情報提供に努める。

活動方針

- 被災者等の権利利益を侵害しないよう配慮し、被災者に関する安否の情報を提供する。
- 被災者の被害情報や配慮事項を一元的に集約・管理する仕組みを早期に構築し、運用する。
- 被災者の個人情報の管理を徹底する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 被災者情報の把握							
2 安否情報等の提供							

具体的な活動内容

第1項 被災者情報の把握

市は、避難所等における被災者の被害状況等を集約し、被害の全体像を把握するとともに、個々の被災者に対し配慮すべき事項の収集、個人情報管理の徹底に努め、被災者情報を一元的に集約し、被災者状況の把握を行う。

第2項 安否情報等の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答する。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 広報活動

第1節 広報活動

主な関係法令 : 災害対策基本法第57条

主な担当関係部署 : 広報広聴課（広報班）、行政管理課、防災危機管理課、
地域振興課（出張所班）、消防本部

主な担当関係機関 : 日本放送協会山口放送局、各放送機関

市は、災害時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、被害の拡大防止に必要となる予警報及び災害情報を迅速に伝達するとともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、県・市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。これらの情報を信頼性のあるものとして迅速に被災市民等に伝達するため、県、防災関係機関のほか報道機関へ協力を求めるなど、あらゆる手段を用いて広報を行う。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に特に配慮するとともに、市民にとって分かりやすい伝達に努める。

活動方針

- 情報を一元的に集約・管理し、情報の混乱を防ぐため、統括責任者や広報責任者をはじめ、役割分担等組織体制を整備する。
- 各報道機関との連携を密にし、重要な情報についての伝達を行う。
- 報道機関への情報提供や取材対応について、効率的かつ効果的に行うためのルールや手順のマニュアル化を図る。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 広報体制の確保							
2 広報に必要な情報・資料の収集							
3 広報活動の実施							

具体的な活動内容

第1項 広報体制の確保

1 広報の実施体制

市は、広報活動を行うに当たり、県及び防災関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

本部統括部広報班及び情報発信班は、広報責任者及び統括責任者をはじめとした各種の役割分担を定める。

なお、本部統括部広報班は、本部統括部情報発信班又は他対策部の応援を受けて、以下のような広報業務を行う。

- ◆ 写真、映像及び記事用記録の収集・整備に関すること。
(災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関等庁内外への提供に備える。)
- ◆ 広報印刷物の編集及び発行に関すること。
- ◆ ラジオ・テレビ・新聞・有線放送等の活用に関すること。
- ◆ 報道機関への情報資料の発表に関すること。
- ◆ 記者会見に関すること。
- ◆ 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。
- ◆ 市民への広報に関すること。

また、県及び各防災関係機関と連携して行う災害時の広報活動の流れは、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-8 広報活動の主な流れ

2 広報内容

市民に対する広報は、気象情報等の周知、安全確保上の注意事項等を迅速に伝達するほか、被災状況や応急対策状況等、被災後に市民が必要とする情報を適時的確に周知する。

なお、広報すべき主な内容は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-9 広報すべき主な内容

3 広報手段

災害時には、災害状況により、通常の伝達手段が使用できなくなったり、市民へ届きにくくなったりすることが想定されるため、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次に挙げる多様な広報手段を活用し、広報の多重化を図る。

広報の際は、本部統括部情報発信班、消防本部（消防団）、自主防災組織、自治会等と密接に連絡をとるよう努める。また、視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、支援者等の協力を得ながら、特性に応じた適切な情報提供となるよう配慮する。

なお、主な広報手段は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-10 災害時の主な広報手段

第2項 広報に必要な情報・資料の収集

市は、市民、県及び防災関係機関の協力を得て総合的な情報及び資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどにより対応する。県及び防災関係機関は、適時適切な広報を実施する。

なお、収集すべき内容及び収集対象とする機関については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-11 収集すべき内容及び収集対象とする機関

第3項 広報活動の実施

1 市各担当による広報

市本部各対策部各班は、県、報道機関等と連携し、速やかに市民への広報を行う。

2 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表は、本部統括部広報班が行う。発表時間及び場所は、本部統括部広報班が関係者と協議して決定する。

また、取材対応に関しては、本部統括部広報班が、来庁報道機関の待機場所や各種機器等の使用や設置等を調整するとともに、電話も含め、問合せに関する対応を、本部統括部総括班をはじめ関係者と協議しながら進める。

なお、本部統括部総括班は、情報の公表及び広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び防災関係機関と連携を取り合う。

3 放送機関等に対する放送の要請

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により市、県及び防災関係機関・市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲から一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災市民に与える影響は極めて大きい。

市長は、災害に関する予警報や災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、知事を通じ、放送機関又はインターネット事業者に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-12 放送要請取扱要領
- 3-3-13 放送局の報道計画

なお、大規模災害の危険が迫っているとき、市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。これは、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるもので、緊急時には、知事がこの緊急警報放送を使用して市民に災害情報の伝達ができることから、状況に応じて活用に努める。

資料編 [条例等]

- 3-5-3 緊急警報放送実施要領

第4章 応援派遣・受援活動

第1節 防災機関等との応援・受援

主な担当関係部署：防災危機管理課、人事課、社会福祉課、消防本部、上下水道局

市は、災害が発生した場合、市防災計画、個別マニュアル等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、特に大規模災害発生時のように被害が広範囲にわたり発生する場合には、市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市、県及び防災関係機関が相互に協力し、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊、民間団体等の応援を得て災害対策を実施することとなり、県においては、山口県災害時広域受援計画等に基づいた受援調整体制を整える。

防災関係機関等との相互応援及び受援に関する事項を以下に定める。

活動方針

- 応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町や県等に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。
- 災害時相互応援協定を締結した他の自治体に応援要請し、迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずる。
- 関係民間団体へ協力を依頼する。
- 災害の形態により消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断された場合、ヘリコプターの支援要請を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	応援・協力の要請						
2	応援の受入						

具体的な活動内容

第1項 応援・協力の要請

1 災害時の応急協力体系

災害時の応急対策の応援協力については、災対法、消防組織法及び水防法により、次のように定められている。

災 対 法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し応援を求めることができる（災対法第67条）。 ◆ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる（災対法第68条）。
消防組織法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない（消防組織法第39条第1項）。 ◆ 市長は、消防の相互の応援に関して協定することができる（消防組織法第39条第2項）。 ◆ 市長は、関係機関（消防庁、警察庁、県警察、県、市町及び水防管理者）と、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる（消防組織法第42条第2項）。
水 防 法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。 ◆ 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる（水防法第23条）。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-1 災対法による応援協力体系図

2 県への応援要請又はあっせんの要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県又は指定地方行政機関の職員の派遣要請若しくは派遣のあっせんを求める（災対法第29条・第30条）。

派遣要請者は市長、市の委員会又は委員とし、要請先は県本部本部室班とする。その際、迅速性を確保するため、まず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

なお、知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する事項について、市長に代わって実施する。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-2 県への応援要請の概要

3 協定に基づく応援の要請

(1) 他の地方公共団体等への応援要請

市長は、災害による被害が発生し、各部等だけでは災害応急対策の実施が困難な場合又は特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足するため他の地方公共団体等へ応援を要請する場合、あらかじめ締結した協定に基づき、応援要請を行う。

主な応援要請基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生以降に応急対策の実施が困難と判断される場合又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合 ◆ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足する場合 ◆ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合
主な要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の状況と応援を要請する理由 ◆ 適用する法令、協定等 ◆ 応援を求める種類、数量、期間等 ◆ 参着希望日時及び場所 ◆ 活動内容 ◆ その他必要な事項
主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体） ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体） ◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体 <p style="text-align: right;">（令和 4 年 7 月末現在）</p>

資料編 [条例等]

- 2-4-3 各種相互応援協定書一覧

資料編 [応援・受援]

- 3-6-3 県消防防災ヘリコプターの応援要請図

4 関係団体への協力の要請

(1) 自主防災組織への協力の要請

市は、災害発生時において自主防災組織に対し協力を要請し、緊密な連携のもと応急対策を講じる。自主防災組織の協力業務として考えられる主なものを以下に示す。

- ◆ 災害発生時における出火の防止及び初期防火活動への協力
- ◆ 避難誘導、避難所開設・運営等への協力
- ◆ 避難行動要支援者等の避難支援及び安否確認
- ◆ 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- ◆ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ◆ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- ◆ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力
- ◆ 災害時要援護者の保護 等

(2) その他関係団体への協力の要請

市は、災害発生時には市内のボランティア団体等関係団体に対し協力を要請し、連携して応急対策を講じる。

第2項 応援の受入

市は、県及び他の市町村等に応援協力を求めた場合、以下により応援者の受入を行う。なお、上下水道局に関する応援の窓口は上下水道対策部上下水道総務班、消防応援に関する窓口は消防対策部警防班とする。

項目	担当部署	関係機関
人的	総務部職員班（人事課）	県・相互応援協定締結市ほか
物的	健康福祉部救助班（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか

1 応援者の受入

(1) 応援部隊の待機場所等の確保

市は、応援自治体から派遣される部隊の待機場所及び協議場所を確保する。また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を、関係各対策部と調整の上、準備する。

(2) 応援部隊との活動調整

応援自治体等からの応援部隊派遣の連絡を受けた際は、以下の事項等について連絡し、調整する。

なお、応援部隊到着後は、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行い、応援部隊に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

また、応援部隊は、市長の下に活動するものとする。

- ◆ 到着場所の指定
- ◆ 連絡場所の指定
- ◆ 連絡責任者の氏名
- ◆ 指揮系統の確認及び徹底
- ◆ 使用資機材の確保及び供給に必要な措置

(3) 関係機関相互の連携

市は、活動の一体性を確保する観点から、応援自治体（先遣隊）の代表者を本部員会議に参加してもらい、市本部の方針等を共有してもらおうとともに、応援自治体からのアドバイスも得るよう努める。同様の連携を活動現場においても確保し、共に災害対応を行う。

2 応援を受けた場合の費用の負担

他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、原則として応援を受けた自治体の負担とするが、当該費用を支弁するいとまがないときは、国又は応援を行った自治体に対し、当該費用の一時繰替支弁を求めることができる。

なお、費用の負担は災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによる。

費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

- ◆ 派遣職員の旅費相当額
- ◆ 応急措置に要した資材の経費
- ◆ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- ◆ 救援物資の調達及び輸送に要した経費
- ◆ 車両機器等の燃料費及び維持費

3 派遣職員にかかる身分・給与等

応援に派遣された職員の身分の取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条及び第18条にその取り扱いが規定されている。

第2節 自衛隊の災害派遣要請・受入

主な関係法令 : 自衛隊法第83条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、スポーツ振興課、消防本部、消防団、上下水道局

主な担当関係機関 : 県、自衛隊

大規模な災害が発生した場合、市の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備、用具等を確保することが困難な場合がある。このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

活動方針

- 災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。
- 災害派遣の通知を受けた場合は、速やかに受入体制を整える。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 災害派遣の要請						
2 災害派遣の受入れ						
3 自主派遣の場合の措置						
4 災害派遣部隊の撤収						

具体的な活動内容

第1項 災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ◆ 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- ◆ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ◆ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行う。

- ◆ 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。
- ◆ 災害の状況、災害救助に従事している市、県及び防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。
- ◆ 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる差し迫った必要性（緊急性）があること。
- ◆ 人命又は財産の保護のため公共性を満たすものであること。
- ◆ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。
- ◆ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

市における連絡窓口は、本部統括部総括班（防災危機管理課）において処理し、市長が知事に対して要請依頼する。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡する。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-4 自衛隊災害派遣要請の概要

第2項 災害派遣の受入れ

1 市による部隊の受入

市長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとる。

(1) 部隊の受入準備

市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。部隊が集結した後、直ちに指揮官と計画について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告する。

2 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

以下の事項の費用については、自衛隊が負担する。

- ◆ 部隊の輸送費
- ◆ 隊員の給与
- ◆ 隊員の食料費
- ◆ その他部隊に直接必要な経費

(2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる費用以外の経費は、派遣を受けた側が負担する。

第3項 自主派遣の場合の措置

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合、要請を待たないで部隊を派遣することがある。この場合、指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等に関する情報を伝達する。

- ◆ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ◆ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ◆ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
- ◆ その他の災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記に定める措置に準じた措置をとる。

第4項 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成し、又はその必要がなくなった場合は、協議に基づき、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請を行う。

撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

第3節 広域消防応援・受援

主な担当関係部署：消防本部

地震、火災等による大規模災害又は特殊災害が発生し、市の所有する消防力だけでは対応が困難な状況が生じた場合に、県内各消防機関、さらには他の都道府県が相互の消防力を活用して、災害の被害を軽減し、拡大防止を図るため、応援要請、応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定め、消防応援及び受援体制等の整備、強化を図る。

活動方針

- 迅速な情報収集による適切な判断をもって、県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行い、受援体制を構築する。
- 隣接する市町で大規模災害が発生した際は、積極的に情報を収集し、協定に基づく応援派遣を行う。
- 迅速な情報収集による適切な判断をもって、県へ緊急消防援助隊の出動の要請を行い、受援体制を構築する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 山口県内広域消防応援計画						
2 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画						
3 山口県緊急消防援助隊受援計画						
4 山口県緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画						

具体的な活動内容

第1項 山口県内広域消防応援計画

山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定める。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-5 山口県内広域消防応援計画
- 3-6-6 県内広域消防応援様式

第2項 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき、山口県大隊の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施する

資料編 [応援・受援]

- 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画
- 3-6-8 緊援隊応援様式

第3項 山口県緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

市長は、災害規模及び被害状況、市及び県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画
- 3-6-10 緊援隊受援様式

第4項 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画

緊急消防援助隊の航空部隊の受援については、本計画に基づき応援要請及び受入を実施する。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-11 山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画

第4節 被災自治体への応援

主な担当関係部署：防災危機管理課、人事課、社会福祉課、地域振興課、
教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局

主な担当関係機関：市社会福祉協議会

被災市町村から応援要請をされた場合は、災対応に基づき、被災市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

また、県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに被災者を受け入れる。

活動方針

- 被災自治体の被害情報の収集や応援方法の選択等を速やかに行い、的確に応援派遣を行う。
- 医療機関や福祉機関等と連携し、被災自治体からの被災者の一時受入れを円滑に行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	応援派遣活動						
2	他市町村からの被災者の受入れ						

具体的な活動内容

第1項 応援派遣活動

市は、災害発生時、被災市町村又は県等から応援を求められた場合、市の区域内において甚大な被害がなく、自らの応急対策の実施に支障がない限り、被災した市町村への応援を行う。

人的応援の場合、必要とする業務内容や、短期、中・長期での派遣など、被災自治体のニーズに応える。また、山口県及び市町相互間の災害時応援協定に基づく派遣の場合は、派遣の内容等を県と調整する。

物的応援の場合、市の備蓄による対応は総務部防災危機管理課が窓口となり、日本赤十字社や市社会福祉協議会等を通じた支援物資については健康福祉部社会福祉課が窓口となる。

なお、上下水道局においては、応急給水・応急復旧や飲料水の支援を行う。

また、各業務別の担当課は、資料編の「山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧」に準じる。

資料編 [応援・受援]

- 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧

第2項 他市町村からの被災者の受入れ

市は、国、県、他の自治体等と連携し、被災自治体からの被災者を受け入れる。その際、被災者の各種ニーズを把握し、可能な限り対応に努める。

主な支援例を以下に示す。

指定避難所の開設・運営	◆ 市に避難してきた被災住民を受け入れる住宅が用意できるまでの間、受入条件の整った施設（体育館等）を指定避難所として開設し、被災者を一時的に受け入れる。
住宅の提供	◆ 被災者の生活再建を支援するため、市営住宅の提供をはじめ、市民や各種団体、企業、大学等に民間住宅の提供を呼びかけ、被災者に提供する。
学校等への受入れ	◆ 被災者の児童・生徒が市立学校等に転入する場合、転入手続の簡略化及び就学援助を必要に応じて行い、速やかに受け入れる。
ボランティアとの連携	◆ 災害ボランティア活動に関する諸情報をボランティア団体等と共有し、相互に連携協力して被災住民を支援できるよう体制整備を行う。

第5章 消防・救急活動

第1節 消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団

災害に伴う火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を軽減するため、消防の施設、装備、人員等を最大限に活用して、迅速に消防活動を行う。

特に地域に密着した活動が被害軽減に著しい成果を挙げることが踏まえ、消防団や自主防災組織等との連携体制による活動を行う。

活動方針

○県、消防団及び自主防災組織と連携し、消防活動を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 消防活動体制の確保							
2 災害現場における出動消防活動							

具体的な活動内容

第1項 消防活動体制の確保

1 警防本部の設置及び職員の非常招集

火災等の活動に対する方針の決定、消防隊の統制、指揮及び関係機関との連絡調整を実施するため、消防本部に必要な応じ警防本部を設置する。

火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、消防職員の非常招集を行い対処する。

なお、震度6弱以上の地震、津波警報、大津波警報その他の大規模な火災等を認知し、非常招集が予想されるとき、消防職員は自主参集する。

2 情報収集

火災発生時における応急対策活動を効率的に実施するため、通報者から正確かつ的確な情報入手し、警防活動に有効活用する。

現場指揮本部を設置し、現場の状況を迅速的確に警防本部に報告する。

警防本部は、初期情報及び現場情報を基に活動方針を決定し、必要な現場指揮本部に通知する。

3 応援要請、受入れ

市長は、大規模災害等が発生し、現有消防力で対処できないと判断したときは、県内広域消防応援隊又は緊急消防援助隊に対し応援要請を行い、応援隊を受け入れる。

なお、緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画、山口県緊急消防援助隊受援計画及び山口県内広域消防応援計画に関する詳細は、第4章「応援派遣・受援活動」第3節による。

第2項 災害現場における消防活動

1 災害現場への出動及び消防活動

初期の火災に対しては、速やかに鎮圧するために必要な部隊を投入し、拡大防止を図る。

炎上火災が市内の複数個所で発生したときは、火災の規模、延焼状況、人命に対する危険、地域の特性等から判断して効率的な部隊運用を行い、全市的な観点からの被害軽減を図る。

なお、救急・救助活動については、次節を参照のこと。また、水防活動については防府市水防計画を参照のこと。

2 消防団との連携

消防団は、火災の早期鎮圧、水害抑止、市民の安全確保を目的として、人員、装備及び資機材を最大限に活用しながら、管轄地域で速やかな災害対応を行う。その際、自身の身の安全確保に十分留意するよう努める。

また、警防本部と連絡を密にし、情報の共有に努める。

3 関係機関等との連携

災害現場において警察機関・自衛隊と人命救助活動等を共同で実施するときは、活動区域や活動内容について調整を行い、重複活動を避けて効率化を図るとともに、相互の情報交換に努める。

4 自主防災組織等との連携

自主防災組織及び事業所における自衛消防組織は、「自分たちのまち、自分たちの事業所は、自分たちが守る」の自主防災の理念の下、まず家庭や事業所において、身の安全を確保した後、出火防止措置等を実行する。

更に、地域や事業所等において互いに協力し、地域連帯による防災行動力を発揮し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。

第2節 救急・救助活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団、防災危機管理課、健康増進課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、自衛隊、県、防府医師会、医療機関

大規模災害発生時は、負傷者等の発生が多数にのぼることが予想されるため、消防本部は、人命救助を第一とし、消防力を結集し迅速的確な救急・救助活動を実施する。現有消防力で対処ができないと判断したときは、県内消防機関等からの応援により消防力を増強する。また、消防団や自主防災組織等との連携体制による活動を行う。

活動方針

- 各防災関係機関や医療機関等と連携し、市民の生命確保に向け、救急・救助活動を実施する。
- ドクターヘリ、消防防災ヘリコプターを有効かつ適切に活用し、重篤な傷病者を迅速に後方医療機関に搬送する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 救急・救助活動の実施							
2 傷病者の搬送							

具体的な活動内容

第1項 救急・救助活動の実施

1 防災関係機関等による救助

市、県、関係医療機関及び各防災関係機関は、負傷者・要救助者等の救助・救出に向け、緊密な連携のもとで活動を行う。

消防本部は、同時に救助事案が多数発生している場合は、多数の人命を救助できる事案を優先に効率的な救助活動を行う。

なお、各機関における主な活動内容については、資料編のとおりとする。

資料編 [救急・救助]

- 3-7-1 各機関における救急・救助活動

2 市民及び自主防災組織による救助

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

3 資機材の調達

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

4 救助法に基づく救助の実施

救助法が適用された災害への救助の実施機関は、市長に委任されており、市が行う。

生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出し、その者を保護することを目的とした救助活動を実施する。

なお、救助法による実施範囲と実施期間は、次のとおり。

救助法による 実施範囲	災害のため、現に 生命身体が危険 な状態にある者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合 ◆ 地滑り、がけ崩れ等により生き埋めにあったような場合
	災害のため、生死 不明の状態にあ る者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者 ◆ 行方不明は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者
実施期間	◆ 災害発生の日から3日以内。ただし、災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる（特別基準）。	

また、救助法の適用により国庫負担の対象となる範囲は、次のとおり。

費用の範囲	借上費又は 購入費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 船艇その他救助に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費 ◆ 修繕費 ◆ 救出のため使用（借上使用を含む。）した機械器具の修繕費
	燃料費	◆ 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の後方医療機関への搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行った後、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市、県及び防災関係機関に搬送用車両の手配及び配車を依頼する。

傷病者搬送の要請を受けた市、県及び防災関係機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、県、自衛隊、徳山海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 自衛隊による離島患者救急搬送

市は、離島の救急重症患者を空輸により本土の医療機関に搬送する必要が生じた場合、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県知事に応援要請を行うこととなるが、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請する。

なお、離島患者救急搬送の手続き等、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [救急・救助]

- 3-7-2 離島患者救急搬送の概要

第6章 医療救護活動

第1節 医療救護活動

主な担当関係部署：健康増進課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、日本赤十字社山口県支部、山口県赤十字血液センター、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会

災害時は、災害拠点病院や機能している医療機関では重症患者を主な対象として、医療救護所では軽症患者を主な対象として医療救護活動を行う。

なお、特定の医療機関でしか対応できない重傷患者等や被災により医療が受けられない入院患者等は、後方医療施設へ搬送する。

また、救助法が適用された場合における医療救護については、同法に基づき実施する。

活動方針

- 被災現場、救護所、災害拠点病院及び基幹災害拠点病院が連携し、医療救護体制を強化する。
- 災害医療救護本部及び医療救護所を設置するとともに医療救護班を編成し、医師会等への出動要請を行い、迅速に医療救護活動を行う。
- 関係機関と連携し、医薬品、資機材、血液製剤等の適時調達に努める。
- 集団的に多数の被災者が発生したときは直ちに通報し、関係機関と連携して現場活動に当たる。
- 災害対策総合連絡本部設置時は連絡員を派遣し、相互の情報共有を緊密に行う。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 医療救護活動の実施							
2 医薬品・医療資器材等の補給							
3 集団発生傷病者救急医療活動の実施							

具体的な活動内容

第1項 医療救護活動の実施

災害時における救急医療を迅速に行うため、市（健康増進課）は、災害の状況により必要と認めるときは、市内医療機関、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会等の協力のもと、市災害医療救護本部を設置する。災害医療救護本部は、災害医療コーディネーター（未配置等の場合は医師会所属医師）を中心に医療救護所の設置や医療救護班を編成し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

また、応援を必要とする場合、市は県を通じ、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT及びJMATやまぐちを含む。）、医療実施関係機関（日本赤十字社山口県支部、県医師会等）に支援を

要請する。

資料編 [救助・救急]

● 3-7-3 各機関における主な医療活動

1 災害医療救護本部の設置

市は、災害の状況により必要と認めたときは、市本部の下に市災害医療救護本部を設置する。市災害医療救護本部の主な役割は、次のとおりとする。

- ◆ 避難所、医療救護所等の被災者への医療及び健康管理
- ◆ 避難所の公衆衛生対策、感染症対策、避難者の健康状態及び食生活の把握と改善
- ◆ 在宅患者の医療及び健康管理
- ◆ 医療支援が行き届いていない地域（医療支援空白地域）の把握及び巡回診療等の実施
- ◆ 現地の情報の収集、把握及び共有

資料編 [医療・保健]

● 2-9-5 医療救護所備付物品医療品器具基準表

2 医療救護班の編成

市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数及び医療救護班数を算出し、管内の医療関係団体等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

医療救護班 1班の編成	医師	1～2人
	薬剤師	1人 ※必要に応じて編入
	看護師	2～4人
	事務職員	1人
	運転手	1人（必要に応じて） ※診療車等の車両を有するとき
医療救護所 内の班編成	1救護所1班を最低とする。 ※災害の規模により配置する班数は変動	

医療救護班を編成した医療関係団体等は、市災害医療救護本部に医療救護班の編成について報告する。

3 医療救護所の設置

医療救護班は、市があらかじめ定めた拠点救護所や、被害の状況に応じ開設した現場救護所、医療機関前救護所及び避難所救護所において、救護活動を実施する。

なお、医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

- ◆ 傷病者に対するトリアージ及び応急処置
- ◆ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- ◆ 助産救護
- ◆ 死亡の確認、遺体の検案・処理

4 負傷者状況及び医療機関の被災状況の把握

市は、負傷者状況や地域の救護体制の実情把握に努める。

市及び関係機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、広域災害・救急医療情報シ

ステム（EMIS）等を活用し、迅速に把握する。

5 医療救護班の応援派遣要請

医療救護班による活動体制が、市のみでは十分でないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。この場合、次の事項を示した文書により要請する（ただし、緊急時には、電話、口頭により要請を行い、事後速やかに文書を送付する。）。

- ◆ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ◆ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材（防府医師会と連携をとりながら行う。）
- ◆ 応援必要班数
- ◆ 現地への進入経路及び交通状況
- ◆ その他参考となる事項

なお、緊急を要する場合は、隣接の市等に応援の要請を行い、事後山口健康福祉センターにその状況を報告する。この場合の要請内容は、上記に掲げる事項とする。

6 後方医療機関による医療活動

特定の医療機関でしか対応できない重傷患者等や医療機関の被災により医療が受けられない入院患者等については、後方医療施設（災害拠点病院、救急告示医療施設、その他の病院などのうち、被災を免れた全ての医療機関。）へ搬送し、被災現場での応急治療では十分でない中等傷及び重症者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

市は、後方医療機関への傷病者の搬送について、必要に応じ、県に輸送手段の優先的確保を要請する。

資料編 [救助・救急]

- 3-7-4 後方医療に関する主な医療活動

7 人工透析患者、難病患者等への対応

災害時の医療機関の被災、混乱等により継続的な治療を必要とする人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応が滞ることのないよう、これらの医療体制の確保を図る。

なお、詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [医療・保健]

- 3-8-1 人工透析患者・難病患者への対応

8 災害救助法に基づく医療・助産計画

市及び県は、救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図るため、必要な対策を実施する。

なお、救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき、又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、災害救助法施行細則（昭和36年山口県規則第32号）第3条第1項の規定により、市長が着手することができる。

また、日本赤十字社山口県支部は、救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括及び調整は、山口健康福祉センターが行う。また、県（災害救助部医療班）は、医療救護班の派遣等の調整及び決定

に当たっては、救助総務班及び日本赤十字社山口県支部と協議して、円滑な救助活動を実施する。

市の区域については、県（災害救助部）が直接実施するか、又は市（健康福祉部救助班）が補助執行する。

資料編 [医療・保健]

- 3-8-2 災害救助法適用の場合の医療・助産体制の運用図

9 臨時の医療施設に関する特例

国は、激甚な災害で臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合は、当該災害を政令で指定し、政令で定める区域及び期間において市が開設する臨時の医療施設については、医療法第4章の規定を適用しない。

10 医療ボランティアの受入れ

ボランティアとして参加する医療関係者等は、災害医療救護本部で一括して受け入れる。受け入れに当たっては、従事可能時間、従事機関等の医療活動に必要な事項を確認し、ボランティア登録を行う。医療資格を確認する必要がある場合は、資格免許証、職員証等で必ず本人確認をする。

災害医療コーディネーターは、登録された内容に基づき、医療ボランティアを派遣する医療救護所、避難所その他の場所を決定する。

第2項 医薬品・医療資器材等の補給

1 医薬品・医療資器材等の確保

緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。不足する場合は、市内薬局及び防府薬剤師会から調達する。また、山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより県を通じて医薬品業界、県薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら迅速な輸送手段の確保を図る。

なお、補給に係る体制については、資料編のとおりとする。

資料編 [医療・保健]

- 3-8-3 医薬品・医療資器材の補給体制図

2 薬剤師の派遣要請

市は、必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。

3 血液製剤の確保

市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合、県を通じ、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

第3項 集団発生傷病者等における救急医療活動の実施

大規模災害発生時には、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下する中、多数の負傷者の発生が予測される。迅速かつ適切な集団発生傷病者への医療救護活動を実施するため、各機

関が連携し、医療救護体制、後方医療体制等の確立を図る。

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ◆ 災害現場での救出
- ◆ 現場付近での応急手当
- ◆ 負傷者のトリアージ
- ◆ 収容医療施設の選定
- ◆ 医療施設への輸送
- ◆ 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

なお、知事は、本項の対策実施について、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院と「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」、「山口県DMATに係る協定」「災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定」等を締結している。

また、各機関の措置及び災害現場に出動した各部隊の具体的な活動は、資料編のとおりとする。

資料編 [医療・保健]

● 3-8-4 集団発生傷病者救急医療活動の概要

1 各機関の連携の下での医療活動

県防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努める。災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり、効果的な活動ができるよう努める。

2 現場救護所での医療活動

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現場救護所を設置する。現場救護所においては、傷病者をトリアージし、応急処置を行いつつ、搬送順位の決定その他の措置を行う。

3 市の措置事項

市長は、災害発生の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに防府医師会その他の関係機関に通報する。また、必要に応じて医療救護班に出動を命じ、防府医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

4 医師会長等に対する出動要請

災害の発生により市長又は知事が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次に掲げる内容を示した文書により要請する。ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付する。また、災害医療コーディネーターを設置した場合も電話等で連絡する。

- ◆ 災害発生の日時及び場所
- ◆ 災害の発生原因及び状況
- ◆ 出動を要する人員及び資機材
- ◆ 出動の時期及び場所
- ◆ その他必要な事項

第7章 緊急輸送

第1節 緊急輸送ネットワークの確保

主な担当関係部署：防災危機管理課、道路課、農林水産振興、保険年金課（物資輸送班）、消防本部、スポーツ振興課

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であることを踏まえ、速やかに緊急輸送道路等を確保する。

活動方針

- 緊急輸送道路等輸送施設の緊急輸送ネットワークを確保する。
- 緊急輸送施設の安全確保に努める。
- 緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設し、緊急輸送施設の確保を図る。
- 臨時ヘリポートを確保する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	緊急輸送道路等緊急輸送施設の確保							
2	大規模災害時における広域輸送拠点の確保							

具体的な活動内容

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の確保

1 緊急輸送道路等の確保

県及び市は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸・海・空の交通手段を活用するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路等の緊急輸送ネットワークを確保する。

2 臨時ヘリポートの確保

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）としてあらかじめ確保している次の予定地について、被害状況等の安全を確認した上で臨時ヘリポートを設置する。

なお、大規模災害時には、県は、市町が確保した予定地のうちから広域市町圏域に1か所の広域臨時ヘリポートを選定する。

また、臨時ヘリポートの設置に関する詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [輸送]
● 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要
● 2-10-3 臨時ヘリポート予定地

3 輸送拠点の確保

市は、自らの調達物資及び県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配送するための拠点として次の施設を輸送拠点として指定する。

施設名	所在地	連絡先
防府市公設青果物地方卸売市場	防府市大字植松1143番地	0835-29-3452

なお、以下の例のような状況により、防府市公設青果物地方卸売市場を拠点として使用しない場合は、他市町との交通状況を勘案し、比較的被害が少なく、市役所又は交通・連絡に便利な避難場所等として使用されない地域の公共施設や民間施設等を代替の輸送拠点として速やかに指定する。また、民間倉庫等も活用する。

<p><防府市公設青果物地方卸売市場を拠点として使用しない場合の例></p> <ul style="list-style-type: none">◆ 防府市公設青果物地方卸売市場が被災し使用不能の場合◆ 交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合◆ 災害規模により物資の量が少量で防府市公設青果物地方卸売市場では輸送拠点として大きすぎる場合
--

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、県や近隣市、関係運輸局に要請し、市外に物資の集積・輸送拠点を確保する。

第2節 大規模災害時における緊急輸送施設の確保

市は、大規模災害時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 交通の確保

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署、徳山海上保安部

災害時における通行の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援救護活動を円滑に実施するために極めて重要となることから、迅速な通行規制等の実施を通じて、必要な交通の確保を行う。

活動方針

- 災害発生後の安全確保及び緊急通行車両の通行確保、被災者の避難路確保のため、県警察等と連携し、法に基づく車両の通行規制を実施する。
- 県公安委員会に対し緊急通行車両の確認申請を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 道路の通行の確保						
2 海上交通規制						

具体的な活動内容

第1項 道路の通行の確保

1 交通規制等の実施

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の交通混乱を最小限に止め、被災者の安全と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、道路管理者及び防府警察署は、道路交通法、道路法並びに災対法に基づき、車両の通行制限並びに交通規制を実施する。

各実施者における交通規制の実施の概要を以下に示す。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

実施責任者	通行禁止及び交通規制の範囲	根拠法
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ◆ 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合 	道路法 第46条第1項
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 ◆ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため必要があると認められる場合 	災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項
警察署長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため、必要があると認められる場合 	道路交通法 第5条第1項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合 	道路交通法 第6条第4項

資料編 [輸送]

- 3-9-2 交通規制の実施区分
- 3-9-3 災対法における現場措置

通行の規制に当たっては、被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域を指定して規制を行う。

なお、通行禁止は、各法令に定める道路標識、ロープ、防護柵等の資機材を活用して実施する。

(1) 第一次交通規制

道路管理者及び防府警察署は、災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため、災害発生と同時に、次の要領で規制措置を実施する。

被災地域への流入交通の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地域における救援・救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対し、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。 ◆ 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
避難車両の流出誘導	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。 ◆ 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理・誘導する。
緊急通行車両の通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救出救助、消火、医療救護等の緊急車両の通行を確保し、交通整理・誘導を実施する。

(2) 二次交通規制

道路管理者及び防府警察署は、緊急交通路の指定による交通規制を実施するほか、道路交通法上の通行制限を行い、災害対策従事車両等の交通路を確保する。

緊急交通路の指定	<p>緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。 ◆ 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。 ◆ 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
その他の交通規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。 ◆ 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

2 交通情報の収集伝達

道路管理者は、警察本部（交通管制センター）と連携して、道路状況並びに交通状況についての情報共有を行い、各種広報媒体を活用して、市民及び道路利用者に対して情報を提供する。

3 災害時における車両運転者の義務の周知

市は、市民及び道路利用者に対し、通行の妨げにならないよう、車両運転者には以下の行動をとる必要があることを広報する。

指定区域外への移動措置	◆ 交通の規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外又は道路外の場所へ速やかに車両を移動させる。
移動困難な場合の退避	◆ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
移動・駐車等の命令の受認	◆ 警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際警察官の指示に従わず、また、運転者が現場にいない場合等は、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破壊することがあることを容認する。

資料編 [輸送]

- 3-9-4 災害時における車両運転者の義務

第2項 海上交通規制

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等を実施する。

市は、徳山海上保安部及び港湾管理者による海上交通規制の実施状況について情報収集を行う。

被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 徳山海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。 ◆ 特に地震災害等にあつては、海上及び沿岸部における被害状況のほか、陸上における被害状況に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。
規制措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 三田尻中関港長（徳山海上保安部長）は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命じる。 ◆ また、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。 ◆ さらに、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難指示等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第3節 緊急道路啓開

主な関係法令 : 災害対策基本法第76条の6、第82条

主な担当関係部署 : 道路課、農林漁港整備課

主な担当関係機関 : 国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、西日本高速道路(株)

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、市は、各種救援活動を円滑に実施するため、緊急度の高い順に緊急啓開道路を区分し、この路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行う。

活動方針

- 被災状況を確認し、緊急輸送道路ネットワーク対象路線から優先して道路啓開路線を選定する。
- 道路管理者等と協議のうえ、緊急啓開道路を選定する。
- 建設業者等に要請し、速やかに緊急啓開作業を実施する。
- 道路啓開に必要な資機材を確保する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 緊急啓開道路の選定						
2 緊急啓開作業						

具体的な活動内容

第1項 緊急啓開道路の選定

市は、県、国土交通省山口河川国道事務所、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、緊急に啓開すべき道路を選定する。

また、あらかじめ定める啓開すべき対象道路から、緊急に啓開すべき道路を定める。

啓開道路の選定に当たっては、被災状況を確認し、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から以下の選定基準に基づき選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を選定する。

第1次緊急啓開道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路 ◆ 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
第2次緊急啓開道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1次緊急啓開道路と市本部が設置される庁舎を結ぶ道路 ◆ 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路 ◆ 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路 ◆ 他市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 緊急啓開作業

1 緊急啓開路線の決定

土木都市建設部道路班は、道路の損傷及び道路上の障害物等により通行不能となった道路につい

て、県、国土交通省山口河川国道事務所、その他の道路管理者・港湾管理者又は漁港管理者及び防災関係機関等と連携を図りつつ、啓開すべき道路を決定し、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。

なお、道路啓開を行う路線については、他の道路管理者、県警察及び県災害対策本部事務局とも協議の上、第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路の順により優先順序を決める。特に避難、救出、医療救護及び緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先する。

2 啓開作業の実施

所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、他機関からの情報収集に努め、国土交通省山口河川国道事務所に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。この際、道路の損壊や建物倒壊等による障害物の除去については、防府警察署、防府市消防本部、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

路線の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。

(1) 障害物の除去

道路の損壊や建物倒壊等による障害物の除去については、防府警察署、防府市消防本部、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 災対法に基づく車両等の移動

各道路管理者・港湾管理者・漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、付近の道路外の場所への移動等を命ずることができる。

その際、以下の場合は、道路管理者等自らが車両の移動等の措置をとる。

なお、この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- ◆ 車両の移動等の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置を取らないとき。
- ◆ 命令の相手方が現場にいないために命ずることができないとき。
- ◆ 道路の状況その他の事情により、車両の占有者等に必要な措置をとらせることができないと認めて命令をしないとき。

また、これらの車両等の移動の措置をとる際、必要な限度において、他人の土地を一時利用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

3 応援の要請

市は、被害の規模や災害の状況により、県を通じて自衛隊の応援を要請する。

また、復旧工事、道路障害物の除去等に必要の人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体に対し、支援を要請する。

4 国による応急措置の代行

災害の発生により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災対法等に定めるところにより、指定行政機関又は指定地方行政機関が市長が実施すべき応急措置（特に急を要する災害応急対策である緊急輸送道路確保のための緊急の瓦礫・土砂等の除去等）の全部又は一部を代行する。

第4節 輸送手段の確保

主な担当関係部署：行政管理課、農林漁港整備課

輸送については、車両、列車、船舶、航空機、人力など様々な輸送手段が考えられるが、市の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な輸送手段を確保し、輸送を行う。

活動方針

- 災害発生後速やかに車両の被害状況を把握し、協定締結事業者等と連携して車両及び燃料の調達を行う。
- 災害発生後速やかに緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 車両等の調達による輸送力の確保						
2 応援要請による輸送手段の確保						
3 緊急通行車両の確認						

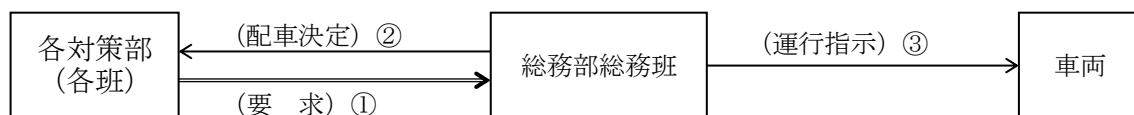
具体的な活動内容

第1項 車両等の調達による輸送力の確保

1 市管理車両の調達

災害輸送は、市本部各対策部（各班）の責任において実施する。市所有車両による輸送力の調整確保措置は、総務部総務班が総括的に担当する。

市本部各対策部（各班）が災害輸送のため配車要求を行う時は、次の経路により処理する。
（配車申込書の提出及び運行の指示）



総務部総務班は、災害輸送上の非常配置が必要であると認めるときは、管理車両及び運転士の招集及び待機の措置を講ずる。

上記の措置によってもなお車両が不足するときは、管理車両以外の庁用自動車の動員を行う。

2 燃料の確保

災害時における自動車燃料の確保は、総務部総務班が「(石油) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」に基づき行う。

3 災害救助法に基づく輸送

救助法による輸送の範囲は、被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水供給、救済用

物資輸送、遺体の捜索その他とする。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [輸送]

● 3-9-5 災害救助法に基づく輸送の対象範囲

第2項 応援要請による輸送手段の確保

市において輸送力の確保ができないときは、運送事業者等関係機関の応援を求めて実施する。

1 車両の確保の要請

市が運用調達する輸送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼する。

- ◆ 輸送区間及び借上期間
- ◆ 輸送人員又は輸送量
- ◆ 車両等の種類及び必要台数
- ◆ 集結場所及び日時
- ◆ 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- ◆ その他参考となる事項

2 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資及び資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、市は、西日本旅客鉄道株式会社（防府駅）及び日本貨物鉄道株式会社に要請して、列車輸送を行う。

3 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、総務部総務班が海上保安部及び中国運輸局に支援要請を行うほか、産業振興部農林水産班は、状況により漁業協同組合所有船舶（漁船）の借上げ等についてあっせんを行う。

- ◆ 海上保安部所属船艇への支援要請
- ◆ 中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ◆ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

4 人員・物資等の協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関に対し、人員・物資等に係る協力要請を行う。

- ◆ 西日本旅客鉄道株式会社（人員）
- ◆ 日本貨物鉄道株式会社（物資）
- ◆ 日本通運株式会社（人員・物資）
- ◆ 防長交通株式会社（人員）
- ◆ 山口県トラック協会（※県を通じて要請）

5 その他

状況により、中国運輸局（山口陸運支局）を通じて、輸送力確保のあっせんを行うとともに、運送事業者以外の個人、会社等が所有する車両の借上げ等による確保を行う。

なお、車両の借上については、公共的団体の車両、営業所有者の車両、その他自家用車両の順序で行う。

資料編 [輸送]

- 3-9-6 市保有車両一覧
- 3-9-7 防長交通株式会社所有バスの配置状況
- 3-9-8 日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況

6 自衛隊への応援要請

他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

- ◆ 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- ◆ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ◆ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第3項 緊急通行車両の確認

災害発生時、県公安委員会が緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、交通規制が実施された場合は、速やかに、緊急通行車両の確認申請により緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。

1 緊急通行車両の確認申請

市が保有する車両を緊急通行車両として緊急通行車両等事前届出をし、届出済証の交付を受けている場合や、新たに確認申請を行う場合は、行政管理課において、県公安委員会に申請を行う。

緊急通行車両の確認申請の対象車両の選定は、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施する。

なお、緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じ、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施の順に優先度を考慮する。

また、災害対応の各段階における輸送活動については、資料編のとおりとする。

資料編 [輸送]

- 3-9-9 緊急通行車両確認申請の対象となる車両により輸送する対象

2 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は、公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

資料編 [輸送]

- 3-9-10 緊急通行車両確認標章
- 3-9-11 緊急通行車両確認証明書

第8章 避 難

第1節 避難指示等の発令

主な関係法令 : 災害対策基本法第56条第1項・第2項、第60条、第61条の2、第63条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、
地域振興課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、
こども家庭課、健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民一人ひとりが自らの判断で、いのちを守るための避難行動をとることができるよう、速やかに避難指示等の発令を行う。

活動方針

- 市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難指示等を発令する。
- 避難指示等を発令した場合は、速やかに県等の防災関係機関や市民、学校、福祉施設等へ連絡・通知する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難指示等の発令							

具体的な活動内容

第1項 避難指示等の発令

1 避難指示等の情報の種類

避難指示等の種類について、概要を以下に示す。

なお、土砂災害（土石流、がけ崩れ及び地すべり）、河川洪水並びに高潮に関する詳細な災害別の判断基準、判断のフロー等の詳細については、資料編のとおりとする。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難情報の一つとして、避難指示より前の段階で発令されるもの ◆ 高齢者等避難とは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報 ・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報 ・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報 ・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報（発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）
----------------------------	---

【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所で退避させるためのもの ◆ ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	◆ 既に災害が発生し、安全な避難ができない状況であり、命を守るための最善の行動をとることを求める情報

資料編 [避難指示等]

● 2-11-2 避難指示等の判断基準

2 避難指示等の内容

避難指示等の発令の際は、以下の事項を明示して行う。

避難対象地区	◆ 自治会単位を原則とする。
避難の理由	◆ 避難要因となった危険要素とその所在地、避難に要する時間等
避難先（避難方法）	◆ 安全な方向及び指定緊急避難場所の名称
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難行動時の最小限の携帯品 ◆ 避難行動要支援者（要配慮者）の優先避難、介助の呼びかけ等

避難行動については、令和3年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立退き避難」、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保である「屋内安全確保」に加え、災害が発生又は切迫しているため、安全に避難できない状況で緊急に安全を確保する「緊急安全確保」という行動形態があることに留意する。

立退き避難	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定緊急避難場所への移動 ◆ 安全な場所への移動 ◆ 近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合）
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高所等への移動 ◆ 近隣の堅固な建物への退避 ◆ 屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避 ◆ その他の緊急に安全を確保する措置

3 避難指示等の発令の判断

市長は、災害情報を速やかに収集し、あらかじめ定めた判断基準に基づき、避難指示等の発令を決定する。発令の決定の際には、以下の事項に留意する。

発令の タイミング	◆ 避難行動要支援者を含む要配慮者に十分配慮し、避難の準備や移動に要する時間を考慮した立退き避難を想定して決定する。
避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難指示等の種別を決定する。
専門機関への 助言の求め	◆ 災対法第61条の2に基づき、指定地方行政機関や県等に対し、ホットラインの活用等により積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。

なお、避難指示等の判断基準及び市民に求める避難行動についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [避難指示等]

- 2-11-1 避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）

4 避難指示等の伝達

市長は、市民に伝達する避難指示等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、LINE、電話、FAX、緊急速報メール、アラート、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。その際、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達、豪雨時など情報が伝わりにくい状況での伝達、夜間の伝達等に配慮し、多様な伝達手段を活用して確実に情報を周知するよう努める。

特に、利用者が入所・入院する社会福祉施設、病院等に対しては、あらかじめ定めた情報伝達手段により、伝達の徹底を図る。

資料編 [避難指示等]

- 3-10-1 避難の指示権者及び時期
- 3-10-2 避難指示等に必要事項と伝達手段
- 3-10-3 避難指示等の伝達系統図

5 避難措置の報告及び通知

市長は、避難指示等を発令した場合、次の要領にて通知・報告を行う。

発令者	報告する時期	報告先	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長が、避難のための立退きの指示を行ったとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆ 警察官又は海上保安官が避難のための立退きを指示し、その旨を市長に通知したとき（立退き先の指示を含む。）。 ◆ 避難の必要がなくなったとき。 	県知事 (県防災危機管理課)	災対法 第60条 第4項・第5項
水防管理者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難のための立退きを指示したとき。 	防府警察署長	水防法 第29条

資料編 [避難指示等]

- 3-10-4 避難の措置に関する通知・報告の処理体系

6 避難指示等の解除

避難の必要がなくなった場合、市長は、避難指示等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。

また、土砂災害防止法第32条に基づき、市は国土交通大臣（中国地方整備局）又は県知事に対し、必要な助言を求めることができる。

第2節 避難誘導

主な担当関係部署：消防本部、消防団

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊

避難指示等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、警察、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。

活動方針

○避難指示等が発令された場合は、警察や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難誘導							

具体的な活動内容

第1項 避難誘導

避難指示等が発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもと、避難誘導を行う。誘導の際の留意事項を以下に示す。

なお、要配慮者（避難行動要支援者）の避難については、本編第9章「要配慮者の支援」を参照のこと。

情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所及び避難路や洪水等浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
避難誘導方法 (優先順位)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き地等の一時集合場所に避難者を集合させた後、あらかじめ定めている指定緊急避難場所に誘導することを原則とする。 ◆ 要配慮者及び妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、優先して避難誘導する。
経路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出来るだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ◆ 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。 ◆ 浸水地帯では、船艇、ロープ等を使用して安全を期する。
誘導員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誘導中は、避難誘導に携わる者の安全確保に十分配慮する。
徒歩以外の避難	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターや船舶による避難も検討し、必要に応じ県等防災関係機関に応援を要請し、実施する。

第3節 警戒区域の設定

主な関係法令 : 災害対策基本法第63条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、消防本部

主な担当関係機関 : 県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、二次災害防止のため、警戒区域の設定を行う。

活動方針

○市民の生命又は身体に特に危険が迫っている場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	警戒区域の設定							

具体的な活動内容

第1項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

資料編 [警戒区域の設定]

- 3-11-1 警戒区域の設定権者及びその内容
- 3-11-2 警戒区域の設定権者区分

2 警戒区域の範囲及び制限の設定

市長は、警戒区域の範囲と区域内での制限の内容を決定する。警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。また、設定した警戒区域についての処分は市長の自由裁量行為であることから、どのような制限を行うか等について、混乱を来さないよう十分留意する。

3 警戒区域の設定及び伝達

警戒区域を定めた場合、警戒区域の設定を行った者は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。この際、警戒区域内の事故防止に留意する。また、避難指示等と同様、市民、県及び防災関係機関にその内容を伝達する。

資料編 [警戒区域の設定]

- 3-11-3 警戒区域の表示及び事故防止例

第4節 避難場所等の設置・運営

主な関係法令 : 災害救助法、災害対策基本法第86条の6・第86条の7

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、
地域振興課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、
こども家庭課、健康増進課、社会福祉課

市は、災害により住家を失った被災者や、災害による避難指示等の対象者（自主避難を含む。）を保護するため、速やかに避難場所等を開設し、被災者を受け入れる。

災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、自治会、自主防災組織等の地域団体、施設管理者、消防団、ボランティア団体等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、市と関係者が連携して運営に当たる。

なお、地区一時避難場所の開設は、運営管理責任者、自治会、自主防災組織等が中心となって実施する。

活動方針

- 災害の特性に応じて指定された指定緊急避難場所に集まった施設管理者、地域団体（自治会、自主防災組織等）避難者及び市職員が連携し、指定緊急避難場所を開設する。
- 男女のニーズの違い等多様な主体の視点に立つとともに要配慮者に配慮した避難所運営を実施する。
- 警察や自主防災組織、市民等と協力し、地域の防犯に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難場所等の開設							
2 避難場所等の管理・運営							
3 避難場所等の統合及び閉鎖							

具体的な活動内容

第1項 避難場所等の開設

1 指定緊急避難場所の開設

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害規模や被災状況等を勘察し、指定緊急避難場所の開設を行う。その際、以下の措置をする。

- ◆ まず、公民館、学校、公共施設等において開設する。
- ◆ 必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。
- ◆ 建築物の安全を確認した上で、開設する。
- ◆ 避難場所等の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部総務班（市本部未設置時は防災危機管理課。以下同様。）は、避難者が混乱しないように早急に避難場所等を開設し、避難場所等の運営の総括を行う。

(2) 自主避難場所

市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。

また、高齢者等避難を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。

2 地区一時避難場所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地区一時避難場所を指定している自治会や自主防災組織等は、それぞれの判断により、地区一時避難場所を開設する。その際、以下のことに留意する。

- ◆ 当該避難場所の運営管理責任者と自治会や自主防災組織等の判断により開設する。
- ◆ 災害種別、規模、周辺被災状況等を勘案し、安全に運営できることを確認した上で、開設する。
- ◆ 地区一時避難場所の運営に当たり、運営管理責任者は、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら行う。
- ◆ 市（総務部総務班）に避難者等に関する情報を連絡する。

なお、市は、地区一時避難場所の避難者情報等の把握に努めるとともに、当該地区が避難指示等の対象地区とした際の取り扱いに留意する。

3 指定避難所の開設

被災者を一時的に滞在させ被災者の生活の場として指定避難所を開設する。その際、以下の措置をする。

- ◆ 指定避難所の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部総務班は、避難者が混乱しないように早急に開設し、運営の総括を行う。
- ◆ 建築物の安全を確認した上で、公民館、学校、公共施設等において開設する。
- ◆ 指定避難所は、指定緊急避難場所を兼用する場合があります。その場合は指定緊急避難場所から指定避難所に移行する。
- ◆ 総務部総務班は、指定緊急避難場所や地区一時避難場所等からの避難者の受入れについての総括を行う。
- ◆ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。その際、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外にある施設を開設するものとする。

なお、福祉避難所については、本編第9章第2節第1項2「福祉避難所の設置及び要配慮者の移送」を参照のこと。

4 避難場所等開設時の対応

避難場所等を開設する場合は、あらかじめ指名した配置職員を派遣し、避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者や地域団体等の協力により、以下の対応を行う。

なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 運営組織の設置
- ◆ 避難者名簿の作成
- ◆ 避難場所等の開設の周知
- ◆ 相談窓口の設置

また、大規模災害時など避難場所等が著しく不足し、特に必要と認められるものが発生した場合、当該災害について政令で定める区域及び期間に設置する避難場所等についての特例措置として、消防法第17条の規定は適用しないとされている。ただし、市は、可能な限り消防法に準拠した施設設備の維持に関する基準を定め、安全確保に努める。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-1 避難場所等開設時の対応

第2項 避難場所等の管理・運営

1 避難場所等の運営

避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営管理をする。

なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 運営体制の確立（避難所運営組織の設置及び男女双方の運営責任者の配置）
- ◆ 衛生環境の維持
- ◆ 情報の提供
- ◆ 要配慮者の特性に配慮した生活環境の維持
- ◆ 男女のニーズの違い等多様な主体の視点に配慮した生活環境の維持及び物資供給
- ◆ 同行したペットのためのスペースの確保、ペット飼育のルールづくり及び飼い主に対する適正な飼育の指導や支援
- ◆ 防犯対策
- ◆ 在宅避難者等周辺地域の物資拠点としての対応
- ◆ 地域の防災活動の拠点としての対応

※ペットの対応については、本編第17章「動物救護」を参照のこと。

また、災害対策本部未設置時の自主避難者に対しては、避難場所のみの提供とする。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-2 避難場所の運営時の留意事項

2 救助法適用や災対法に基づく指定避難所開設・運営

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、資料編のとおりとする。

なお、指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も救助法に基づく支援の対象となる。

また、災対法第86条の6に定める生活環境を確保する必要があることや、食事提供や物資の支援が指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることに留意し、避難所運営を行うものとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第3項 避難場所等の統合及び閉鎖

避難場所等の統合・閉鎖の判断は、危機管理監の進言により、市本部で決定する。

統合・閉鎖に当たり、総務部総務班が総合的な調整をし、地域交流部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。

1 避難場所等の統合

避難指示解除や危険地域の減少などにより、避難者が減少した場合は、避難場所等を統合し、縮小を図る。避難場所等を統合する際、閉鎖する避難場所等の避難者の避難所生活等に配慮し、極力同じ地域内の避難場所等へ統合し、統合先の避難場所等への移動についても配慮すること。

なお、市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所等の早期解消に努める。

2 避難場所等の閉鎖

統合時又は避難指示等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難所担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。

閉鎖後は、総務部総務班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。

第5節 広域一時滞在

主な関係法令 : 災害対策基本法第86条の8

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、行政管理課、広報広聴課（相談班）、子育て支援課、
こども家庭課、建築課、教育委員会（学校教育課）

主な担当関係機関 : 県

大規模広域災害の発生時、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等を考慮し、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等への収容が必要であると判断したときや、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ、広域一時滞在を行う。

活動方針

- 市の被災状況や被災者の避難状況を勘案し、市外への広域的な避難を実施する。
- 大規模広域災害発生時における転入学や学校への一時受入などに柔軟に対応する。
- 他の自治体から避難の受入れが必要となった場合、広域避難者の受入れを行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	被災者の他地区への移送						
2	避難者の受入れ						

具体的な活動内容

第1項 被災者の他地区等への移送

広域一時滞在の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者等による被災者の運送を要請し、安全な他地区へ移送する。被災者の移送は県が決定し、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

なお、移送された被災者の避難所の運営は本市が行い、受入れ自治体は避難場所等の運営に協力する。

また、他地区への移送に関する市の措置及び県、国による措置についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-3 他地区への移送に関する措置

第2項 避難者の受入れ

大規模広域災害が発生し、近隣の県等から多数の避難者の受入れが必要な場合、広域避難者の受入れを行う。他の被災自治体からの被災住民受入れの際に行う主な事項を以下に示す。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備
- ◆ 収容可能な避難施設の把握
- ◆ 避難所の開設・運営
- ◆ 応急仮設住宅等の提供
- ◆ 被災児童・生徒等の受入れ
- ◆ 県との連携（情報共有等）
- ◆ 避難者への被災地等からの情報提供

資料編 [避難場所等]

- 3-12-4 他の被災自治体からの被災住民受入れ措置

第9章 要配慮者の支援

第1節 避難における支援

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課、社会福祉課、健康増進課、学校教育課、防災危機管理課、地域振興課（出張所班）、建築課、観光振興課、消防本部、消防団、文化振興課

主な担当関係機関：防府警察署

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行う必要がある。

市は、発災前の情報提供から、避難誘導、またその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を、保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく。

活動方針

- 警察・消防・自主防災組織等と協力し、要配慮者の避難行動の特性を考慮した避難誘導を行う。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の安全な避難を支援する。

資料編 [条例等]

- 2-4-4 平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難指示等の発令時の配慮等						
2	避難誘導・避難行動支援等						
3	要配慮者の移送						

具体的な活動内容

第1項 避難指示等の発令時の配慮等

避難指示等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮する。また、外国人に対しては、県が開設している多言語コールセンターの利用や（公財）山口県国際交流協会が設置する山口県災害時多言語支援センターが開設された場合の情報提供などをする。

1 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を活用し、避難情報の発令後速やかに、避

難支援等関係者があらかじめ定めた方法により伝達し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

2 要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達

要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、迅速な情報伝達に努める。伝達方法は、加入電話による直接伝達、FAX 送信、市メールサービス、広報車、同報系防災行政無線及び防災ラジオによる伝達のほか、必要に応じ市職員や消防団員による口頭伝達など、状況に応じた方法により、確実な伝達に努める。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害危険度情報が警戒（警戒レベル 3 相当）に達した時点で FAX により伝達する。
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点で FAX により伝達する。
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への警報等の情報伝達については、市メールサービス等による。
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 水防法に基づき、市が想定最大規模降雨に伴う雨水出水浸水想定区域を公表した場合は、伝達基準等を決めた上で、FAX 等で対象施設に情報伝達をする。
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	◆ 津波災害警戒区域内の避難促進施設への警報等の情報伝達については、市メールサービス等による。

資料編 [要配慮者関係]

- 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設
- 2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）
- 2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川）
- 2-14-4 津波災害警戒区域内の避難促進施設

第2項 避難誘導・避難行動支援等

1 避難誘導及び避難行動支援

避難指示等が発令された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、避難支援等関係者及び地域の支援者等によって安全な避難を支援する。

なお、避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることを大前提に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

2 避難行動要支援者名簿の活用による安否確認及び避難支援

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者名簿の情報を平常時から避難支援等関係者に対して提供することを拒否した者についても、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に活用し、迅速な安否確認や避難支援等

を行う。

その際、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

第3項 要配慮者の移送

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、要配慮者、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2節 生活環境の確保

主な担当関係部署：防災危機管理課、健康増進課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、こども家庭課、社会福祉課

主な担当関係機関：山口県看護協会

災害時は、避難生活において特に厳しい環境下に置かれる要配慮者に対し、特段の配慮と支援の必要がある。

市は、避難場所等の運営に当たり、要配慮者の特性を踏まえた場の確保や生活を行う上でのきめ細やかな支援を行うとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活の場の確保に努める。

活動方針

- 福祉関係者や自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の特性を考慮した避難場所等の開設、管理運営を行う。
- 公営住宅等の借り上げ、宿泊施設の確保、応急仮設住宅等、要配慮者の生活の場としての住宅の供与に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難場所等の設置・運営における配慮						
2	優先的な生活の場の確保						

具体的な活動内容

第1項 避難場所等の設置・運営における配慮

1 避難場所等の管理・運営における配慮

市は、避難場所等の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮として、主に以下のような対応を行う。県は、市からの応援要請があれば、広域的な福祉支援を実施するものとする。

なお、避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項の詳細は、資料編のとおりとする。

- ◆ 要配慮者用スペースの確保
- ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮）
- ◆ 要配慮者対応の相談窓口の設置（要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護職員、カウンセラー等を配置）
- ◆ 介護職員などの福祉人材が不足する場合における県への応援要請
- ◆ 生活環境への配慮
- ◆ 情報の伝達手段等への配慮
- ◆ 物資・食料の供給時の配慮

資料編 [避難場所等]

● 3-12-5 避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項

2 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送

災害の状況や要配慮者の障害の状態、心身の健康状態を踏まえ、看護・福祉関係団体等と連携するなどにより必要なスタッフを確保した上で、福祉避難所を開設し、要配慮者を支援するものとする。市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行うことができるものとする。また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

福祉避難所への移送の主な対象者は、以下のとおり。

- ◆ 長期収容が必要でかつ一般の避難者との共同生活が困難な介護等を必要とする者
- ◆ 一般の避難所での生活が困難だが専門施設への入所にまでは至らない者（必要性の高い者から優先的に）
- ◆ 避難所での生活が極めて困難な者（公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送等）

3 広域避難時の支援

大規模広域災害の発生時において広域避難が必要な場合、要配慮者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮し、専門施設への入所や福祉避難所への優先的な収容など必要な配慮を行う。

第2項 優先的な生活の場の確保

要配慮者に対する避難生活上の困難をなるべく早く取り除くため、優先的に公営住宅・一般住宅、宿泊施設、応急仮設住宅等の生活の場の確保に努める。

公営住宅・一般住宅の確保	◆ 設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、確保に努める。
宿泊施設の確保	◆ 施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者、妊産婦等の一時収容先として確保に努める。
応急仮設住宅の建設・供与	◆ 入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様に配慮する。 ◆ 入居者の選考に当たり、要配慮者世帯等に配慮する。

第3節 保健・福祉対策の実施

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課、健康増進課、社会福祉課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、精神保健センター、市社会福祉協議会

災害時は、平常時から在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

活動方針

- 応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、関係団体と連携し、各段階で生じるニーズに応じた保健・福祉サービスを提供する。
- 保健師等による健康相談、精神保健活動等を実施し、要配慮者の健康管理の把握に努める。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアによるきめ細かな高齢者等の状況把握、対応を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	支援体制の確保						
2	保健対策						
3	福祉対策						
4	社会福祉施設の対応						

具体的な活動内容

第1項 支援体制の確保

要配慮者への対応は、災害直後から膨大な種類と量の業務が新たに発生する上に、応急仮設住宅におけるサービスのよう、災害発生後一定の期間を経て開始される業務も数多く存在する。

このため、市は、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえ、適宜時間経過に応じた組織と人員の投入等を行って実施体制を確保し、各段階のニーズに応じた保健・福祉サービスの提供等を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては心身の健康の確保が特に重要であることから、市は、県と連携し、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施し、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- ◆ 県及び市の保健師等による避難場所等、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- ◆ 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
- ◆ 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるため、市は、他市等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービス（要配慮者の把握、福祉サービス等の提供、生活資金等の支援など）を実施する。

なお、主な福祉サービスの実施内容については、資料編のとおりとする。

資料編 [要配慮者関係]

- | |
|---------------------------|
| ● 3-13-1 要配慮者への福祉サービス（概要） |
|---------------------------|

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者へのサービスだけでなく避難施設としての機能を果たすことが求められる。このため、市は、施設管理者と連携し、被災した社会福祉施設の施設機能の早期回復とともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもと、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行うよう支援する。

なお、社会福祉施設における主な災害対応については、資料編のとおりとする。

資料編 [要配慮者関係]

- | |
|---------------------------|
| ● 3-13-2 社会福祉施設における主な災害対応 |
|---------------------------|

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

第1節 食料の供給

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、人事課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、健康増進課、農林水産振興課、観光振興課（観光班）・商工振興課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局

災害発生直後の対応のなかでも、食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。市は、避難所に避難した方をはじめ、被災して在宅生活をしているが自ら食料を確保できない者、災害応急対策に従事している行政職員や関係者等も含め、食料を供給する。

活動方針

- 物資調達や輸送に関する事業者と早期から連携し、効率的な輸送体制を構築する。
- 炊き出しによる食料の提供を早期から開始するため給食設備を有する施設との連携を強化する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	食料の供給						
2	炊き出しの実施						

具体的な活動内容

第1項 食料の供給

1 食料需要の把握

応急用食料の需要の把握については、次により実施する。

避難所	◆ 総務部総務班が避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	◆ 健康福祉部救助班が自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
旅行者	◆ 文化スポーツ観光交流部観光班が関係施設等の協力を得て把握する。
災害対策業務従事者	◆ 総務部職員班が把握する（消防対策部・上下水道対策部を除く。）。
救助活動従事者	◆ 消防対策部消防総務班が把握する。
上下水道災害対応業務従事者	◆ 上下水道対策部が把握する。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-1 食料・飲料水・生活必需品等の担当部署

2 食料供給能力の把握

応急用食料の供給能力の把握については、次により実施する。

市の備蓄量	◆ 総務部総務班は、市の食料の備蓄数量等を把握する。
給食関係施設の被害状況	◆ 文教対策部学校教育班は、給食設備を有する施設の被害状況等を点検し、炊き出しの実施が可能かを把握する。給食設備に被害が生じている場合は、ガス事業者等に修理を要請し、機能の回復を図る。
公的備蓄、調達可能業者数及び調達可能量	◆ 市の能力のみでは食料の供給が出来ない場合、産業振興部農林水産班は、県本部（救助総務班）を通じて農林水産省による応急用米穀の供給申請を行い、公的備蓄の調達可能状況を把握する。 ◆ 市内の米穀届出事業者等が保有している米穀等の食料把握を行う。

3 食物アレルギー対応食料等の必要数の把握

市（総務部総務班）は、各避難場所等からの報告により、食物アレルギーや食事制限等に関する情報を把握する。なお、必要に応じて健康福祉部救護班に助言を求める。

4 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給は、おおむね以下によるものとするが、最終的には前述の状況把握に基づき決定する。なお、被災者の備蓄品をできる限り利用してもらうよう周知を図る。また、食料品の給与は、現に食し得る状態にある物で、現金、原材料等の給与は認められないことに留意する。

市が調達する米穀及び食料品	◆ パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップ麺、おにぎり、弁当等
要配慮者への配慮	◆ 健康状態に応じた品目について考慮（季節・気温含む。）
乳幼児への配慮	◆ ミルク等
その他の品目	◆ 避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）を通じて要望を把握し、被災者の健康上必要と判断したものは応急食料品として調達する。

5 食料の調達・輸送・配布

市（総務部総務班）は、協定業者等から食料を調達し、指定の集積地防府市公設青果物地方卸売市場に集め、ボランティア等による仕分けの後、生活環境部物資輸送班（民間事業者に委託した場合は当該事業者）が各避難場所等へ輸送する。各避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。

なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-2 食料の調達・輸送・配布時の留意事項

6 県への要請

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

県による食料の供給については、資料編のとおりとする。

(1) 応急用米穀の供給

救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合は、市（産業振興部農林水産班）は、県（救助総務班）へ応急用米穀の供給を要請する。なお、県が調達した食料については、実施機関である市が直接引き取ることを原則とする。

(2) 副食等の供給

市（総務部総務班）は、通常の供給方法では副食等の確保が難しい場合は、県（救助総務班）へ供給を要請する。

(3) 食料の輸送

1 輸送方法

県が調達した食料の市への輸送については、資料編のとおりとする。

ただし、市が指定する集積地から避難所への輸送については、生活環境部物資輸送班（民間事業者に委託した場合は当該事業者）が各避難場所等へ輸送する。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-3 県による食料の供給
- 3-14-4 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図

7 災害救助法に基づく食料の供給

救助法が適用された場合における食料の供給に関する対象範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-5 災害救助法に基づく食料の供給に関する対象範囲

第2項 炊き出しの実施

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり、自宅での炊飯等が難しい被災者も多く、また、流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならないため、被災者は日常の食事にも困窮することになる。

市は、協定業者等からの調達又は流通状況に応じた調達が困難な場合は、給食可能な施設等を利用し、応急的な炊き出しを行う。また、必要に応じ、県を通じて日赤奉仕団に炊き出しの応援要請を行う。そのほか、自衛隊等の協力を得て、移動炊飯器による野外炊飯の実施に努める。

なお、炊き出しの実施に関する留意事項については、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- | |
|--------------------------|
| ● 3-14-6 炊き出しの実施に関する留意事項 |
|--------------------------|

第2節 応急給水活動

主な担当関係部署：上下水道局

主な担当関係機関：県生活衛生課水道班、日本水道協会山口県支部

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設・設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。市は、迅速に飲料水を確保し、応急給水の実施等を行う。

活動方針

○確実な飲料水の供給を実施するため、応急給水体制の強化を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	応急給水活動						

具体的な活動内容

第1項 応急給水活動

1 被害状況の把握

災害発生後、上下水道対策部水道班は、直ちに、以下の事項等、給配水施設の被害及び水源施設の被害についての調査を実施する。また、市民・自治会長及び避難場所等開設職員から断水情報を収集する。この際、後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所等へは優先的に給水する必要があるため、積極的な情報収集に努め、万全を期する。

- ◆ 施設の構造物の破損状況
- ◆ 施設内の漏水状況
- ◆ 電気の通電状況

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 3-15-1 上水道の現況

なお、市は、被害調査結果について、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」及び「水道施設被害状況報告書」を県生活衛生課及び山口健康福祉センターに報告する。

2 応急給水計画の策定

上下水道対策部水道班は、被害調査結果や住民の避難状況などを踏まえ、以下の応急対策事項を協議の上、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

- ◆ 非常配備体制（初動体制の確立等）
- ◆ 県及び他の水道事業者への応援要請
- ◆ 重要な災害関係情報
- ◆ 水道施設の被害・復旧
- ◆ 応急給水方針
- ◆ 市民への広報
- ◆ 復旧の優先順位（医療機関、避難場所等、社会福祉施設等）
- ◆ 水道工事業者への協力要請（体制を含む。）

災害時における供給水量等の基準は、以下のとおりとする。

- ◆ 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- ◆ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 2-16-1 防府市指定給水装置工事事業者一覧（支援協定締結業者）
- 3-14-7 応急給水基準

3 給水の実施

避難場所等の以下の場所を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

また、車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

- ◆ 避難場所等や市本部が指定する場所
- ◆ 災害拠点病院、応急救護所が設置されている施設、透析治療を行う施設
- ◆ 社会福祉施設（入所型）
- ◆ その他緊急の要請があった場所

なお、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管を利用して応急給水を実施する。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-8 応急給水活動系統図

4 応援の要請

上下水道事業管理者は、飲料水の確保及び供給ができないときは、協定等に基づき、関係会社、日本水道協会山口県支部に対し、応援を要請する。

- ◆ 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- ◆ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ◆ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- ◆ 供給を必要とする期間
- ◆ その他参考となる事項

上下水道事業管理者から応援要請を受けた日本水道協会山口県支部は、管内の市町及び地方支部に応援要請を行う。

5 自衛隊への派遣要請

自衛隊の給水支援を必要とするときは、県を通じて派遣要請を行い。受入体制を整える。

なお、自衛隊への災害派遣要請については、本編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」を参照のこと。

6 救助法に基づく飲料水の供給

救助法が適用された場合における飲料水の供給に関する対象範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-9 災害救助法に基づく飲料水の供給に関する対象範囲

第3節 生活必需品等の供給

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、観光振興課（観光班）・商工振興課

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保・調達について必要な事項を定める。

活動方針

- 物資調達や輸送に関する事業者と早期から連携し、効率的な輸送体制を構築する。
- 乳幼児や高齢者等や男女のニーズの違いに配慮した配備計画を作成する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	生活必需品等の供給						

具体的な活動内容

第1項 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の需要の把握

生活必需品需要の把握については、次により実施する。

避難所	◆ 総務部総務班が避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	◆ 健康福祉部救助班が自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
旅行者	◆ 文化スポーツ観光交流部観光班が関係施設等の協力を得て把握する。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-1 食料・飲料水・生活必需品等の担当部署

2 生活必需品供給能力の把握

生活必需品の供給能力の把握については、次により実施する。

市の備蓄量	◆ 健康福祉部救助班は、市の生活必需品の備蓄を点検し、数量等を把握する。
公的備蓄、調達可能業者数及び調達可能量	◆ 健康福祉部救助班は、公的備蓄の把握を行う。 ◆ 協定業者、市内の小売業者又は卸売り業者が保有している生活必需品の調達可能量を把握する。

3 生活必需品の応急供給方針の決定

災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

生活必需品の応急供給方針は、おおむね以下の8品目とするが、最終的には前述の状況把握に基づき決定する。

なお、生活必需品の供給方針に関する留意事項等の詳細については、資料編のとおりとする。

寝 外 肌 身 炊 食 日 光	回 事 道 用 材	具 衣 着 品 具 器 品 料	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等（季節を考慮すること） 洋服・作業衣・子供服 シャツ・パンツ等の下着類 タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類 茶碗・皿・箸等の類 石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類 マッチ・プロパンガス・ローソク等の類
--------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------	---

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-10 生活必需品等の供給方針

4 生活必需品の調達・輸送・配布

市（健康福祉部救助班）は、協定業者等から生活必需品を調達し、指定の集積地（防府市公設青果物地方卸売市場）に集め、生活環境部物資輸送班を中心とする職員、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。

なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項
- 3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図
- 3-14-13 県による救助物資の送達

5 県への要請

市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。

なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

6 救助法に基づく生活必需物資の給（貸）与

救助法が適用された場合における生活必需品の供給に関する対象範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [食料・飲料水・生活必需品等]

- 3-14-14 災害救助法に基づく生活必需品の供給に関する対象範囲

第11章 事前措置の指示及び応急公用負担

第1節 事前措置の指示等

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、消防本部

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、防府警察署

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大防止のため、必要に応じて災害発生のおそれとなる設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、適切な事前措置の指示等を行う。

活動方針

○災害が発生するおそれがある状況になった場合、災害拡大防止のために応急措置をとる必要がある施設又は物件の情報を速やかに収集し、施設・物件の所有者又は管理者に対し、除去その他の適切な対応の指示等を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	市長の事前措置の指示							
2	警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示							
3	消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令							
4	水防管理者(市長)、水防団長又は消防長の事前措置の要求							
5	事前措置の指示、命令及び要求の手続き							
6	事前措置の予告							

具体的な活動内容

第1項 市長の事前措置の指示

(災対法第59条第1項)

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

なお、市長による代執行の場合等の公用負担については、本章第2節「応急公用負担」を参照のこと。

指示権発動の条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき（水防法第12条）。 ・水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）。 ・台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条） ・その他、危険物等の火災・爆発、薬害、貯木の流出等により、危険であると認められるとき（災対法第59条1項）。
指示の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置
指示の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置 (注) 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できる。
代執行	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指示事項を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づいて市長が代執行できる（本章第2節「応急公用負担」に関連する。）

第2項 警察署長及び海上保安部長の事前措置の指示

（災対法第59条第2項）

警察署長及び海上保安部長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。なお、指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令

（消防法第3条）

消防長、消防署長その他消防吏員が行う事前措置命令については、以下のとおり。

命令発動の条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋外において火災の予防に危険であると認める場合 ◆ 屋外において消火、避難その他の消防活動に支障となると認める場合
命令の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権限を有する者
命令の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 ◆ 残火、取灰又は火粉の始末 ◆ 危険物又は放置され若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 ◆ みだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者（市長）、水防団長又は消防長の事前措置の要求

（水防法第9条）

消防長、消防署長その他消防吏員が行う事前措置の要求については、以下のとおり。

事前措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 随時、（梅雨期、台風期、融雪期の前、その他水害の予測される時。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。
要求の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 準用河川については市長 ◆ 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事 ◆ 1級河川については、国土交通大臣又は知事 ◆ 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長 ◆ 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者 ◆ 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者 ◆ その他の海岸については県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令及び要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令及び要求は、緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行う。

第2節 応急公用負担

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課、道路課、消防本部、社会福祉課、都市計画課

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

活動方針

○災害が発生し、又はまさに発生しようとする状況になり、緊急の必要を認める場合、速やかに状況把握を行って人的・物的公用負担の実施を判断し、適切な対応を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	市長の権限							
2	警察官及び海上保安官の権限							
3	自衛官の権限							
4	消防吏員又は消防団員の権限							
5	消防長又は消防署長の権限							
6	水防管理者、水防団長及び消防長の権限							
7	知事の権限							

具体的な活動内容

第1項 市長の権限

(災対法第64条、第65条)

市長が行う公用負担については、以下のとおり。

権限行使の要件	◆ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。
公用負担の内容	◆ 物的公用負担（災対法第64条） ・土地、建物その他の工作物の一時使用 ・土石、竹木その他の物件の使用又は収用 ・現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等 ◆ 人的公用負担（災対法第65条） ・市民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。
公用負担の手続き等	◆ 物的公用負担 ・公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する（災対法第64条、同法施行令第24条～27条、行政代執行法第5条及び第6条）。 ◆ 人的公用負担 ・相手方に口頭で指示する。
損失補償及び損害賠償	◆ 災対法第82条1項及び第84条1項の規定による。

第2項 警察官及び海上保安官の権限

(災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項)

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限

(災対法第64条第8項、第65条第3項、第63条第3項)

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限

(消防法第29条)

消防吏員又は消防団員が行う公用負担については、以下のとおり。

権限行使の要件と権限の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物的公用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。 ◆ 人的公用負担 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。
損失補償及び損害賠償	◆ 消防法第36条の3の規定による。

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する(消防法第36条)。

第5項 消防長又は消防署長の権限

(消防法第29条、第30条、第36条)

消防長又は消防署長が行う公用負担については、以下のとおり。

権限行使の要件と内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。 ◆ 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、上記以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又は使用を制限することができる。 ◆ 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し、又は用水路の水門、樋門及び水道の制水弁の開閉を行うことができる。
損失補償及び損害賠償	◆ 消防法第29条第3項及び第36条の3の規定による。

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する(消防法第36条)。

第6項 水防管理者(市長)、水防団長及び消防長の権限

(水防法第24条、第28条、第45条)

水防管理者(市長)、水防団長及び消防長が行う公用負担については、以下のとおり。

物的公用負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な土地の一時使用 ・土石、竹木、その他の資材の使用及び収用 ・車馬、その他の運搬用機器又は排水用機器の使用 ・工作物その他の障害物の処分
人的公用負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
損失補償及び損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防法第28条及び第45条の規定による。

第7項 知事の権限

(救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条)

1 救助法を適用した場合(救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条)

(1) 従事命令

権限行使の要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助を行うため、特に必要があると認めるとき。
命令の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療関係者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師 ◆ 土木建築工事関係者 土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 ◆ 輸送関係者 地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従業者 (注) 内閣総理大臣から他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。 (災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第4条)
命令の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助に関する業務に従事させる。
命令の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公用令書により命じる。 (救助法第7条第4項)
実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助法第7条第5項の規定による。
扶助金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助法第12条第5項の規定による(協力命令についても同様)。

(2) 協力命令(救助法第8条)

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担（救助法第9条）

権限行使の要件	◆ 救助を行うため特に必要があると認めるとき又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。
権限の内容と対象	◆ 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理 ◆ 土地、家屋又は物資の使用 ◆ 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資の収用 (救助法第9条第1項)
公用負担の手続き	◆ 公用令書により命じる。 (救助法第9条第2項)
損失補償	◆ 救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

権限行使の要件	◆ 災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。 ・災害を受けた児童・生徒の応急教育に関する事項 ・施設及び設備の復旧に関する事項 ・清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ・緊急輸送の確保に関する事項 ・その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
権限の対象と内容	◆ 救助法を適用した場合の例による（従事命令、協力命令、物的公用負担）。
命令の手続き	◆ 公用令書により命じる。 (災対法第81条)
損失補償及び損害賠償	◆ 災対法第82条及び第84条の規定による。

第12章 建物及び宅地の応急対策

第1節 応急危険度判定

主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課、都市計画課

地震により被災した建築物や被災を受けた宅地は、余震等による倒壊や使用部材の落下等の危険がある。市は、二次災害を防止するため、迅速な応急危険度判定の実施により被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に把握する。

活動方針

○地震発生後、被害の発生状況を迅速に把握し、必要に応じ実施本部を設置の上、応急危険度判定士の参加を要請するなど、実施体制を整える。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	被災建築物の応急危険度判定						
2	被災宅地の応急危険度判定						

具体的な活動内容

第1項 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定体制の確立

市は、地震により市内の建築物が被災し、又は被災するおそれがある場合は、建築物の応急危険度判定の実施を決定し、市本部の下に実施本部を設置するとともに、県に対し、本部設置を速やかに連絡する。

なお、応急危険度判定は、地震発生後の二次災害防止のために実施するものであり、罹災証明発行のために行う被害家屋調査（応急危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なるものであることに留意する。

2 応急危険度判定の実施

市は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施する。実施対象が多数の場合などは、必要に応じて、県を通じて判定士の派遣を要請する。判定士の活動の流れは、資料編のとおりとする。

また、市は、判定の実施主体として判定士の指揮監督を行うが、判定士は市外からのボランティアであり、市内の地理や被害状況について不案内であることや、道路の破損等により被災現場への移動が困難な場合にはバイクや自転車等の輸送手段も必要となるため、市は、判定士の活動環境を整え、活動を支援する。

資料編 [建物の応急復旧]

- 3-16-1 応急危険度判定活動体系図
- 3-16-2 被災建築物応急危険度判定の流れ

第2項 被災宅地の応急危険度判定

被災建築物の応急危険度判定と同様、造成された宅地に対しても、二次災害を軽減・防止の観点から、災害時の応急対策として、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し危険度を判定する。

1 応急危険度判定体制の確立

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、危険な被災宅地が発生していると予測される場合には、宅地の応急危険度判定の実施を決定し、市本部の下に実施本部を設置するとともに、県に対し、本部設置を速やかに連絡する。

2 応急危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、応急危険度判定を実施する。実施対象が多数の場合などは、必要に応じて、県を通じて判定士の派遣を要請する。

判定士の受入体制等については、被災建築物の応急危険度判定の体制に準じる。

第2節 応急仮設住宅の供与

主な担当関係部署：建築課、社会福祉課

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。被災者の生活確保の観点から、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供を行うことは、極めて重要である。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、救助法に基づき、速やかに応急仮設住宅を供与する。

活動方針

○応急仮設住宅建設に向け、速やかに建設場所の選定を行い、早期着工を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	公営住宅の確保						
2	応急仮設住宅の供与						
3	建設型応急住宅						
4	賃貸型応急住宅						
5	旅館ホテル等の宿泊施設の確保						

具体的な活動内容

第1項 公営住宅の確保

1 住宅提供の要請

市及び県は、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、市営住宅及び県営住宅の確保に努める。この場合、他の市町、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。

独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保・提供を要請する。

企業の社宅等の提供についても、協力要請を行うものとする。

2 入居条件、手続き等の設定

公営住宅に緊急入居させる者の条件等について定める。なお、要配慮者に配慮するものとする。

被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、同法施行令（昭和26年政令第240号）、山口県営住宅条例（昭和27年山口県条例第31号）及び防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年防府市条例第41号）（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

- ◆ 入居期間は、原則として6ヶ月以内とする。
- ◆ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
- ◆ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
- ◆ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

なお、一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 対象者及び入居予定者の選定

対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長（土木都市建設部建築班）が行う。

入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。（入居者については、要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行う。）また、民生委員の意見を聴くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

〔入居要件（次の要件を全て満たす者）〕

- ① 住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。
- ② 居住する家がない者であること。
- ③ 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
- ④ 災害時に現実に市に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 応急仮設住宅の管理

（1）建設型応急住宅

県（厚政課）が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。供与できる期間は、建築工事が完成した日から2年以内とする。

（2）賃貸型応急住宅

県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。供与できる期間は、原則2年以内で県が定める期間とする。県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。

応急仮設住宅の管理運営に当たり、次の点に配慮する。

- ◆ 引きこもり等を防止するため、入居者の心のケアや入居者によるコミュニティ組織の形成及び自主的な運営
- ◆ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女双方の配置

- ◆ 女性、高齢者、障害者等多様な意見の反映
- ◆ 保健師等の専門職や男女両方の生活支援員等による巡回訪問
- ◆ 仮設住宅におけるペット飼育のルールづくり及び飼い主に対する適正な飼育の指導・支援
- ◆ 生活インフラの整備・支援

※ペットへの対応については、本編第17章「動物救護」を参照のこと。

4 救助法に基づく応急仮設住宅の供与

救助法による救助実施のための応急仮設住宅の供与の範囲（応急仮設住宅に収容する被災者の条件等）は、資料編のとおりとする。

資料編 [建物の応急復旧]

- 3-16-3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲

第3項 建設型応急住宅

応急仮設住宅の建設は知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。

1 建設場所の選定

建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。公有地の確保が困難な場合は私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結する。

建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

なお、生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する（国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条）。

2 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部建築班が協議して定める。

応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めるときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。

応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

3 応急仮設住宅建設の資機材等の調達

応急仮設住宅の資機材は、関係団体（（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。

用材の確保については、県災害本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。

第4項 賃貸型応急住宅

1 賃貸型応急住宅の確保

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関しては、(公社)山口県宅地建物取引業協会との協定に基づいて行うものこととする。

また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第3節 被災住宅の応急修理

主な担当関係部署：建築課、開発建築指導課

被災者の生活確保の観点からも、災害により住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して住宅の応急修理を行うことは、極めて重要である。

このため、迅速な被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等の実施に必要な事項を定める。

活動方針

- 罹災証明書に基づき対象者を選定する。
- 建設業者の請負により、応急修理を実施する。
- 被害状況を調査し、公営住宅の応急修理を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	対象者の調査及び選定						
2	応急修理の実施						

具体的な活動内容

第1項 対象者の調査及び選定

応急修理の対象者は、市が被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市の発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、県は、市に選定事務を委任する。

対象となる基準は、応急仮設住宅の供与に準じ、災害発生によって住居が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができないものとする。

第2項 応急修理の実施

1 被災住宅の応急修理

応急修理は、市長が、建設業者に請負わせるか、又は直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鷹工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿についても活用できるものとする。

なお、家主が借家を修繕する場合、親類縁者の相互扶助による場合、会社が自社所有の住居(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合のような他の者が行う応急修理は排除しない。

応急修理の対象範囲は、以下に示すような、日常生活に必要な欠くことのできない部分に限る。

- ◆ 屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ◆ ドア・窓等の外部に面する開口部

- ◆ 上下水道・電気・ガス等の配管・配線
 - ◆ 便器・浴槽等の衛生設備
- ※内装は原則対象外であり、家具設備も対象外とする。

なお、修理の期間は、災害発生の日から3か月（災害対策基本第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6カ月以内）以内に完成させるものとするが、期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

2 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅（県営及び市営）については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものとする。

第13章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

主な関係法令 : 災害救助法

主な担当関係部署 : 社会福祉課

主な担当関係機関 : 県

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

活動方針

○災害時の混乱の中でも速やかに適用手続き等の事務処理を行い、円滑な救助の実施が行えるよう努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 災害救助法による救助の実施						

具体的な活動内容

第1項 災害救助法による救助の実施

市の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助法第2条の規定に基づく救助を実施する。市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合に当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

1 災害救助法事務処理系統

救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事（厚政課）に報告する。

なお、救助法適用に関する事務処理及び委任の範囲、県、市の実施区分等については、資料編のとおりとする。

資料編 [条例等]

- 3-5-1 被害程度の認定基準

資料編 [災害救助法、罹災証明書等被害認定関連]

- 3-17-1 災害救助法事務処理系統図
- 3-17-2 災害救助法適用事務の実施区分
- 3-17-3 災害救助法の適用基準

2 適用手続き

市は、次の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認められた場合は、適用の手続きを行う。救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明書等被害認定関連]

- 3-17-4 災害救助法の適用手続きに係る事務処理事項

3 救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施する。知事は、各種の救助を迅速に実施するため、救助の実施に関する知事の事務の一部を市長に委任することについて、通常、市長が処理すべき業務の範囲の基準をあらかじめ定めておく（救助法第13条、市町長に対する事務の委任に関する規則）。

なお、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、単独で救助に着手することができる。この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受ける。

救助法に基づく各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

資料編 [災害救助法、罹災証明書等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表
- 3-17-6 救助の種類別業務実施区分の基準

救助の実施に伴い、市は以下の事務を行う。

救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存	市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。
被災者台帳の作成	市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、災害救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。 なお、被災者台帳の作成に関する詳細は、本編第4編第2章第3節「被災者台帳の作成」を参照のこと。
罹災証明書の発行	市長は、救助の実施のため必要があるとき、又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行する。 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。 なお、罹災証明書の発行に関する詳細は、本編第4編第2章第2節「罹災証明書の交付」を参照のこと。

また、知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

<p>従事命令及び協力命令</p>	<p>一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる（救助法第7条）。 また、被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる（救助法第8条）。</p>
<p>管理、使用、保管命令及び収用</p>	<p>知事は、救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認める場合において、以下の権限について、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる（救助法第9条第1項）。</p> <p>なお、物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合は、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。 ◆ 土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限。 ◆ 災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。 ◆ 必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。
<p>損失補償</p>	<p>知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する（救助法第9条第2項）。</p>

4 救助法による賃金職員等の雇い上げ

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができる。

賃金職員等の確保に必要な措置は、それぞれの応急対策を実施する部が、健康福祉部と調整の上、実施する。

なお、救助法による雇い上げの範囲等については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明書等被害認定関連]

● 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合、当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応する。

なお、賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

第14章 文教対策

第1節 応急教育対策

主な担当関係部署：教育委員会（教育総務課、学校教育課）、防災危機管理課、行政管理課

主な担当関係機関：県

大規模災害時には、幼児、児童生徒及び学生の生命並びに身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校、各種学校、総合支援学校及び大学は、多数の幼児、児童生徒及び学生を預かっており、災害時にはこれらの者の生命及び身体の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として、教育活動の確保もまた重要である。

災害時における児童生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、所管する学校について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

活動方針

- 児童生徒の安全確保に努めるとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。
- 児童生徒が災害によって負傷した場合は、直ちに応急処置をするとともに、必要に応じて医療チームとの連携を図る。
- 学校からの被害状況・安否状況等の情報を収集・集約し、状況を把握する。
- 避難所として学校施設を開放した場合には、教職員は、避難所の運営体制が整備されるまでの間、避難者対応に協力する。
- 校長が策定した「応急対策計画」の円滑な実施のための指導助言及び支援を行う。
- 教科書の供給及び学用品の給与を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 児童生徒の安全確保						
2 避難所としての活動						
3 児童生徒の教育の援助						
4 学校教育の再開						

具体的な活動内容

第1項 児童生徒の安全確保

1 気象情報・災害情報の収集、休校措置

市立小・中学校の校長（以下「校長」という。）は、県・市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒の家庭に伝達する等の措置を講じる。

校長は、状況に応じ市教育委員会に連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。市教育委員会は、県教育委員会に休校の状況を報告する。

なお、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒の登校前、遅くとも午前6時頃までに決定し、連絡するよう努める。

資料編 [文教対策]

- 3-18-1 学校における情報収集及び伝達系統

2 学校施設等の被害状況の把握

災害が発生した場合、校長は、災害の規模、児童生徒、教職員及び学校施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、文教対策の実施系統により、市教育委員会に報告する。

児童生徒の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市本部、地域住民等の協力を求める。

市は、校長が策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。

なお、文教対策の実施系統及び被害報告内容等については、資料編のとおりとする。

資料編 [文教対策]

- 3-18-2 文教対策実施系統図
- 3-18-3 文教対策被害報告の内容

また、県立高校の生徒等の安否状況の報告については、各校長から県教育委員会（文教対策部）へ報告するものとし、私立学校（幼稚園を含む。）については、各校長又は園長から県（学事文書課）へ報告するものとする。

3 在校児童生徒の避難誘導及び安否確認

校長は、「応急対策計画」に基づき、教職員に対し適切な避難誘導及び安否確認の指示を与える。教職員は、災害発生状況に応じ、児童生徒の行動に対し、安全確保等の適切な指示を与え、児童生徒を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し、校長に報告する。

また、校長は災害発生時においては、児童生徒の安全確保を第一として、「応急対策計画」に基づき、二次災害発生のおそれが高い危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）の使用の停止、安全な場所への移動等、必要な措置を講じるものとする。

4 保護者への安否情報の提供

校長は、携帯電話のメール機能を活用した一斉連絡等、あらかじめ保護者と取り決めた連絡手段により、災害状況、児童生徒の安否情報及び学校における対応状況を連絡する。また、ホームページによる情報提供もできる限り速やかに行う。なお、情報提供の際には、個人情報漏えいしないよう、十分留意するものとする。

5 児童生徒の帰宅又は保護

校長は、帰宅経路等の安全が確認されたら、保護者の迎えを要請する等適切な方法により児童生徒を下校させる。児童生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた適切な方法で確実に行う。保護者へ引渡しができない児童生徒については、保護者との連絡調整を緊密に行い、学校等の施設内で保護する。

第2項 避難所としての活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市又は地域住民主体の避難所運営組織が行うものとする。学校は、避難所として施設を開放し、教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

なお、学校施設は教育を優先して利用するものであるため、避難所として開放する施設の指定は、屋内運動場（体育館）のほか、あらかじめ指定した教室等を利用するものとし、教職員は、児童生徒の安全確保や学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

第3項 児童生徒の教育の援助

校長は、教職員及び児童生徒の被災状況を掌握するとともに市教育委員会と連絡し、教育活動再開に向けて、教育環境の整備や教科書及び教材の確保等に努める。

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。

資料編 [文教対策]

- 3-18-4 教科書の供給あっせん系統図

2 救助法に基づく学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒に対し必要な措置が講じられる。通常の場合、知事から委任を受けた市長が、市教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

なお、救助法による被災児童生徒に対する必要な措置、学用品の給与の範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [文教対策]

- 3-18-5 災害救助法に基づく学用品の供給に関する対象範囲

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食実施の再開を図るため、次の措置を行う。

災害時における被害状況の把握及び安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校給食調理場の被害状況の把握 ◆ 学校給食調理場の安全点検の実施及び衛生管理の徹底
学校給食物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校給食物資納入業者への物資調達の協力要請
応急給食の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校給食調理場の機能が正常化するまでの期間、応急給食を実施 ◆ 調理従事者の確保 ◆ 食中毒の防止対策
学校給食と被災者炊き出しとの調整	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底

また、災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は市で対応できない場合は、県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

資料編 [文教対策]

- 3-18-4 教科書の供給あっせん系統図

第4項 学校教育の再開

1 被災後の学校等教育施設の確保

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

学校等教育施設の応急復旧として、安全確保のための被災建築物応急危険度判定を実施する。

(2) 学校等施設の応急復旧及び施設機能の確保

校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」により行うものとする。また、学校施設における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導・助言を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置 ◆ 汚染校舎の水洗、清掃及び消毒の実施 ◆ 感染症予防上の措置 |
|--|

資料編 [文教対策]

- 3-18-6 学校等の施設の応急復旧及び施設機能の確保基準

(3) 他の公共施設等における学習場所の確保

校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

2 学校等再開の判断及び再開準備

(1) 学校における再開準備

校長は、施設・設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を策定し市教育委員会に報告するとともに、市と緊密に連携し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、応急教育の開始時期及び方法を児童生徒及び保護者に連絡する。

なお、授業再開に当たっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

また、校長は、被災児童生徒のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

(2) 市における学校再開の支援

市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期するとともに、授業再開に必要となる以下の対策について、所管する学校を指導助言及び支援する。この場合において、人員等が不足するときは、市本部に職員の応援を求めるなどして確保を図る。

- ◆ 学習場所の確保等
- ◆ 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他市町への応援要請等の措置）
- ◆ 教科書等の供給

なお、市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行う。市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の市町教育委員会に依頼する。

第2節 文化財応急対策

主な担当関係部署：文化振興課

重要文化財、県指定、市指定等の文化財には、多くの施設入館者等の来訪がある。そのため、災害時には、文化財所有者等は施設入館者等の安全確保に万全を期するとともに、文化財等が被災した場合に被害が拡大しないよう、市と文化財所有者等は連携して応急対策を講じ、その保全を図る。

活動方針

○文化財の所有者と連携し、速やかに施設入館者等の安全確保及び文化財の保護活動を行う。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 施設入館者の安全確保						
2 文化財の応急措置						
3 文化財の修復						

具体的な活動内容

第1項 施設入館者の安全確保

災害発生時には、文化財の所有者や関係者は、自らの身の安全の確保を図った後、施設入館者に対し、落下物に注意しながら速やかに最寄りの避難場所等安全な場所に避難させ、消防機関等の指示に従うよう誘導するとともに、被災者の救助を優先して行う。

また、管内を巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止等の措置を講じる。

第2項 文化財の応急措置

文化財に被害が発生した場合は、文化財の所有者や関係者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告する。

市は、国及び県の文化財保護関係機関と緊密に連携し、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を迅速に講ずる。

また、未指定文化財等の保護に留意し、他の文化財関係機関、ボランティア団体への応援要請のほか、文化財所有者等に対して適切な指導、助言を行う。

第3項 文化財の修復

市は、文化庁、県と連携し、災害を受けた指定文化財等の修復について、文化財の所有者等に対して必要な技術的指導・支援を行う。

第15章 帰宅困難者への支援

第1節 帰宅困難者対策

主な担当関係部署：観光振興課（観光班）・商工振興課、防災危機管理課、行政管理課

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)、防長交通(株)防府営業所、事業所、高等学校等

大規模な災害が発生し、鉄道、バス等の公共交通機関が停止するなどの場合においては、「むやみに移動を開始しない」といった基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が連携し、災害時における混乱防止や一斉帰宅などの抑制等を円滑かつ効果的に実施する。

活動方針

- 交通機関等と連携して帰宅困難者の発生状況を把握し、適切な情報提供を行う。
- 観光施設等における外国人旅行者を含む観光客の状況を把握し、適切な情報提供を行う。
- 一時滞在が可能な場所に帰宅困難者を誘導し、飲料水等の提供を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	情報の提供						
2	帰宅困難者への支援						

具体的な活動内容

第1項 情報の提供

市は、西日本旅客鉄道株式会社、防長交通株式会社などの公共交通機関と連携し、帰宅困難者の発生状況を把握するとともに、交通機関の被災状況や交通状況等の帰宅に必要となる情報提供を行う。また、観光施設やイベント主催者等と連携し、外国人旅行者を含む観光客の状況を把握し、情報提供する。

【帰宅に必要な情報】

- ◆ 災害情報・被害状況に関する情報
- ◆ 安否確認の手段
- ◆ 公共交通機関に関する情報
- ◆ 一時滞在が可能な施設の支援情報
- ◆ 帰宅経路の道路被害情報、帰宅支援情報

第2項 帰宅困難者への支援

1 一時滞在が可能な施設への誘導等

市は、公共交通機関の途絶などによる通勤・通学者や外国人旅行者を含む観光客など帰宅困難者の一時的な滞在施設の確保に努めるとともに、滞在期間が長期化する場合には指定避難所へ誘導し、飲料水等の提供等、避難所と同様の対応を行う。その際、可能な限り要配慮者や女性への配慮を行う。

公共交通機関等の事業者は、一時滞在が可能な場所に乗客を誘導するなどの受入れを行う。

観光施設の管理者やイベント等の主催者は、一時滞在が可能な場所に外国人旅行者を含む観光客を誘導するなどの対応をする。

2 帰宅活動への支援

市は、帰宅困難者の帰宅行動を支援するために、公共交通機関の事業者、県と連携し、代替輸送による移送、徒歩による帰宅を支援するためのガソリンスタンド・コンビニエンスストア等の情報提供等を行う。

第16章 保健衛生・防疫活動

第1節 保健衛生活動

主な担当関係部署：健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

災害時には、通常の医療サービスの提供が困難であるとともに、生活環境等の変化や不安のため、被災者が身体的にも精神的にも健康に不調をきたす可能性が高い。また、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が被災直後から危惧される状況となる。

このため、市は、医療救護班との連携による避難所等における保健衛生活動体制の整備を図るとともに、被災者の健康管理（保健指導、栄養管理等をいう。以下同じ。）や要配慮者への支援体制を確保する。また、県が行う食品衛生監視班による監視指導に協力し、食品の安全確保を図る。

活動方針

- 医療救護班、山口健康福祉センター等と連携し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- 食品の保存状態等の衛生管理指導等を行い食品の安全確保を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	健康管理活動						
2	食品衛生監視						

具体的な活動内容

第1項 健康管理活動

1 健康管理活動の実施

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。市は、災害時保健活動マニュアルを基に、分散配置（健康福祉部要配慮者支援班及び救護班）の保健師を一括配置して組織する保健活動班による活動体制を構築するとともに、避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策を行う等、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。また、災害対応職員等に対し、メンタルヘルスカケアを実施する。

なお、被害が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

2 県への応援要請

市だけでは十分対応できないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後山口健康福祉センター所長にその状況を報告する。

県は、市の活動を応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請に基づき出動し、又は自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

なお、被災市町から災対法第68条に基づく応援の要請があった場合は、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」に基づき支援を行う。

資料編 [医療・保健]

- 3-8-5 県による健康管理活動の概要

第2項 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成

県は、必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。食品衛生監視班の1班当たりの構成は、2人とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動の実施

食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長の指揮のもとに、以下の活動を行う。また、市は、食品衛生監視班が行う監視指導に協力する。

- ◆ 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- ◆ ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- ◆ 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- ◆ その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 防疫活動

主な担当関係部署：くらし環境課、クリーンセンター、健康増進課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生が危惧される。

このため、市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難場所等及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行う。

なお、災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市町が実施するものであるが、市のみで実施することは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

活動方針

○県及び他の市町と緊密に連携しながら防疫活動を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	防疫活動						

具体的な活動内容

第1項 防疫活動

1 防疫活動組織の編成

市は、防疫活動を迅速に実施するため、資料編に掲載する県の実施体系に準じた防疫組織（防疫班及び検病調査班）を編成する。

なお、市の実情により、検病調査班は防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

資料編 [医療・保健]

- 3-8-6 県の防疫措置

2 防疫活動の実施

防疫活動は、県が実施する業務内容に準じるものとし、多数の人々が利用する場所（避難場所等）を優先して実施する。災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、市民が行うよう、それぞれ災害の実状に応じ、防疫班及び検病調査班が適切な指導・指示を行う。

市は、市で編成する防疫班及び検病調査班のみで防疫活動を実施することが困難な場合には、山口健康福祉センターに応援を要請する。

3 防疫薬剤の使用

防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び第15条に定めるところによる。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意する。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 2-17-2 医療品・防疫薬剤主要調達先
- 3-15-2 防疫体制及び防疫用器材等の保有状況
- 3-15-3 防疫薬剤の仕様及び方法（参考）

第17章 動物救護

第1節 動物の救護

主な担当関係部署：くらし環境課、防災危機管理課、行政管理課、建築課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

災害時には、飼い主不明や負傷したペットの発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。また、多くの住民がペットを伴って避難してくることも予想される。さらに、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

このため、県は、動物愛護の観点から、市、防災関係機関、関係団体等と連携し、動物救護に関する協力体制を確立し、対応を実施する。

活動方針

○関係機関、関係団体等と連携し、動物救護に関する協力体制を確立し、対応する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	動物救護体制の確保						
2	避難場所等、仮設住宅等におけるペットの受入れ・管理						
3	動物の救護						

具体的な活動内容

第1項 動物救護体制の確保

1 動物救護本部等の設置

災害が発生した際、災害の規模や被災状況等を勘案して、市は、県に現地動物救護本部等設置を要請する。現地動物救護本部等を設置した場合、県、市及び現地動物救護本部長は、速やかに関係団体に通知し要員を確保する。

なお、各関係団体は、あらかじめ定めてある役割分担に沿って、以下の動物救護活動に当たる。

- ◆ 被災状況、避難状況、ペット同行避難者の避難状況等の情報収集
- ◆ ペット用備蓄品の配布や救援物資の受入準備
- ◆ 国の設置する緊急災害時動物救援本部への支援要請
- ◆ 避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請
- ◆ ボランティアの募集

2 動物救護に関する協力体制の確立

要員の確保は、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会等が連携し、獣医師や飼育管理等のスタッフをそろえるほか、ボランティアを幅広く募集する。

第2項 避難場所等、仮設住宅等におけるペットの受入れ・管理

1 避難場所等や仮設住宅等におけるペット同行避難者の受入れ

市（避難場所等においては、市又は避難所運営組織。この項において同じ。）は、大規模災害時、避難場所等や仮設住宅等において、同行したペットのためのスペースの確保に努める。

現地動物救護本部等は、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難場所等や仮設住宅等におけるペット飼育のルールを示し、飼い主に対し適正な飼育の指導や支援を実施する。

2 避難場所等や仮設住宅等における飼育管理

飼い主は、避難場所等や仮設住宅等において、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、市又は避難所運営組織が指定するスペースにおいて飼育することとし、避難場所等や仮設住宅等におけるペット飼育のルールにそって、適正な飼育を行う。

第3項 動物の救護

災害発生時に、負傷動物を発見した場合は、現地動物救護本部等への通報を行うほか、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う。

また、放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要であるため、現地動物救護本部等が中心となり、以下の対応の実施に努める。

- ◆ 負傷動物の救護
- ◆ 放浪動物の保護・収容
- ◆ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ◆ 飼い主への返還
- ◆ 新しい飼い主への譲渡

第18章 行方不明者の捜索・遺体の処理

第1節 行方不明者の捜索

主な担当関係部署：消防本部、消防団、社会福祉課

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、防府医師会、日本赤十字社山口県支部

災害により行方不明者の所在を明らかにしないまま放置することは人道上許されないことであり、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから、関係者と連携し、行方不明者の捜索を行う。

また、必要に応じて他の自治体や関係団体等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。

活動方針

○賃金職員等の雇い上げ、機械器具等の借り上げにより、行方不明者の捜索を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	行方不明者の捜索の実施						

具体的な活動内容

第1項 行方不明者の捜索の実施

1 市が実施する捜索

行方不明者の捜索は、市において賃金職員等を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。捜索により生存が確認された場合は速やかに適切な救急活動を実施する。なお、捜索の要員が市だけでは不足する場合や捜索に当たり関係機関との連携調整を必要とする場合は、県（厚政課）に要請を行う。

2 県の行う支援

市からの要請に基づき、行方不明者の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。

3 防府警察署による捜索

警備活動に付随し、市が行う行方不明者の捜索に協力する。

4 徳山海上保安部による捜索

行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。行方不明者

については、巡視船艇、航空機及び潜水土等を活用して捜索に当たるものとし、必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。また、市が行う行方不明者の捜索に協力する。

5 救助法に基づく捜索の実施

救助法による行方不明者の捜索の範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第2節 遺体の処理

主な担当関係部署：社会福祉課、競輪局、市民課、くらし環境課

主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部、防府医師会、日本赤十字社山口県支部

大規模災害では、多数の死者の発生が予想されるが、遺体の取扱いや埋葬が段階ごとの確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上でも重要であることから、速やかな措置を行うよう努める。

また、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。

活動方針

- 遺体の洗浄、縫合、消毒等を行い、一時保存、検案等を行う。
- 「災害遺体埋葬送付票」を発行し、火葬を行い、遺骨及び遺留品を遺族へ引き渡す。
- 必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの応援を得て広域火葬を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	遺体の取扱い						
2	遺体の埋葬						

具体的な活動内容

第1項 遺体の取扱い

1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

市は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助として、医療救護班又は医師により、遺体の識別のための処置を行う。

2 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、被害現場付近の適当な場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に遺体を集め、埋葬が実施できるまで保存する。

3 遺体収容所の開設

市は、防府競輪場に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。ただし、災害の状況により防府競輪場が使用できない場合は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等）に開設する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等を設置する。

4 検案

遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。検案は、遺体の処理として行う場合は、医療救護班又は医師により行う。

5 遺体収容所への搬送

市は、防府警察署、徳山海上保安部による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関の協力を得て遺体収容所（防府競輪場）に移送する。

また、市は、遺体収容所（防府競輪場）の管理・運営をする。

6 埋火葬許可証の発行

市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、市は、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

7 救助法に基づく遺体の処置

救助法による遺体の捜索の処理の範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

8 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

(1) 遺体の身元が判明している場合

県内の他の市町に漂着した場合	◆ 当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
他の都道府県内の市町村に漂着した場合	◆ 漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法第20条の規定により求償を受ける。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、県内の他の市町から漂着した場合と同様に取扱う。

身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

第2項 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、市が実施する。県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

1 埋葬に必要な物資の支給

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給を行う。

2 火葬・土葬又は納骨の役務の提供

遺体は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いに

より火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する。

市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。この際、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

3 埋葬及び火葬の特例

激甚な災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定し、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

4 遺留品の整理、引き渡し

市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

5 身元不明遺体の遺骨の取扱い

身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は原則土葬とし、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。また、事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

火葬に付した場合の身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

また、防府警察署は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

6 救助法に基づく埋葬の実施

救助法による埋葬の範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

7 広域火葬

市は、必要に応じ、県（生活衛生課）を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て広域火葬を実施する。

県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。さらに、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

その他の事項については、1～6に準ずる。

第19章 廃棄物処理

第1節 災害廃棄物処理

主な担当関係部署：クリーンセンター、農林水産振興課、開発建築指導課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター

大規模災害では、建物の倒壊や水没、火災等により廃棄物が多量に発生し、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。そのため、市は、迅速かつ適切に廃棄物の処理を行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

活動方針

- 「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物発生量を算出し、廃棄物処理についての体制を構築する。
- 災害状況を把握し、県、隣接市及びその他地方公共団体等への支援要請を行う。
- 市内の災害廃棄物処理の進捗管理を行う。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 災害廃棄物処理体制の確立						
2 災害廃棄物処理の実施						

具体的な活動内容

第1項 災害廃棄物処理体制の確立

災害廃棄物の処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、原則として市が実施する。

市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、市内において災害廃棄物処理に努める。

なお、本市の行政機能が喪失して本市が災害廃棄物を処理できない場合などには、県を通じて、近隣市及びその他の地方自治体等へ支援要請を行う。

また、災害廃棄物処理の一部について、地方自治法第252条の14の規定により、県に事務委託を行うことができる。

県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）及び山口健康福祉センターは、健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整・指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。また、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

なお、被害が甚大で、市町が自ら処理することが困難であり、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

資料編 [防災物資・施設・資機材]

- 3-15-4 清掃施設・機材等の状況

資料編 [廃棄物処理]

- 3-19-1 災害廃棄物処理体制の概要
- 3-19-2 災害廃棄物発生量パラメーター一覧
- 3-19-3 避難所から発生する生活ごみ量算出式

第2項 災害廃棄物処理の実施

災害廃棄物の処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）等に定める基準により迅速かつ適切に処理し、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び市民、作業者等の健康管理のため、適切な措置を講じる。

1 情報収集及び連絡体制

被災状況や災害廃棄物発生量の推計に必要な情報等について、県及び防災関係機関と協力して情報収集を行う。また、防府市災害対策本部が設置された際には、本部統括部と廃棄物対策班の活動拠点との通信の確保を図る。

2 協力及び支援体制

災害発生時には、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物等を撤去する必要がある。そのため、自衛隊等との情報共有に努め、スムーズな連携を図る。

また、多量の災害廃棄物が発生した場合には、速やかに処理体制を構築する必要があるため、県を通じた国や他の地方公共団体、民間事業者への支援要請を検討するとともに、被災家屋の片づけ等に関わることが想定されるボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等との連携を図る。

なお、本市が被災した場合に県内の市町に協力を要請する一方、県内の市町で同様の被害が出た場合には、速やかに連絡を取り、災害廃棄物処理に関する協力を行う。

3 災害廃棄物の処理

「防府市災害廃棄物処理計画」に定める、災害廃棄物の集積・運搬・中間処理・最終処分・再生利用の基本方針に基づき、災害廃棄物の処理を行う。

処理に先立ち、災害廃棄物の発生量や処理処分可能量の推計を行い、災害廃棄物の処理については、最長3年間での完了を目指すため、推計した発生量等から処理スケジュールや処理フローを策定し、随時進捗管理を行いながら災害廃棄物の処理を進める。

また、災害廃棄物の排出場所については、市民の最も身近な集積場所として自治会ごとに設けている「災害廃棄物ステーション」や、一次集積所、二次集積所を必要に応じて開設する。

4 損壊家屋等の解体・撤去手続やアスベスト対策

被害の大きな損壊家屋等の撤去は原則として所有者が実施することになるが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある場合等については、所有者の意思を確認した上で、市が適切な対応を行う。

また、家屋の解体・撤去等においては、国の策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づきアスベストの飛散防止対策を行う。

5 死亡獣畜処理

牛、馬、豚、山羊及びめん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、山口健康福祉センター（環境保健所）の指示により処分するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2節 し尿処理

主な担当関係部署：クリーンセンター

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要に応じ避難所等に仮設トイレを設置し、上尿の収集を行う。また、上尿の収集運搬、処理等の状況により、上尿処理業者や近隣自治体に応援要請を行う。

活動方針

○被災状況を確認し、仮設トイレの設置やし尿の汲み取りを実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 し尿処理体制の確立						
2 し尿処理の実施						

具体的な活動内容

第1項 し尿処理体制の確立

被災地域の上尿処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、原則として市が行う。大規模災害発生時には、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

資料編 [防災物資・施設・資機材]

- 3-15-4 清掃施設・機材等の状況

資料編 [廃棄物処理]

- 3-19-4 し尿処理体制の概要
- 3-19-5 し尿収集必要量パラメーター一覧

第2項 し尿処理の実施

1 仮設トイレの設置

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前の住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、避難所や付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

仮設トイレの確保にあたっては、避難所への避難者数や断水率等から、仮設トイレの必要基数を推計する。

なお、仮設トイレの設置が必要な場合については、県に対し要請を行い、県と関係団体による「災害時における仮設トイレの供給に関する協定」に基づき、供給を受ける。

資料編 [廃棄物処理]

● 3-19-6 仮設トイレの必要基数

2 し尿の収集

市内の避難所等に仮設トイレを設置した場合には、これらの仮設トイレからのし尿の収集を行い、し尿の収集運搬、処理等の状況により、し尿処理業者や近隣自治体に応援要請を行う。

第3節 障害物除去

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、都市計画課、農林漁港整備課、上下水道局、
クリーンセンター

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、
山口健康福祉センター、防府警察署、西日本高速道路㈱

災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に発生し、市民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

活動方針

○土石や竹木等の障害物の排除に向け、関係機関と調整を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 障害物除去体制の確立						
2 住居関係障害物の除去						
3 その他の障害物の除去						

具体的な活動内容

第1項 障害物除去体制の確立

被災地域の障害物除去の処理は、市が行う。大規模災害発生時には、市の処理機能が停止することも予想されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を構築する。

県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

第2項 住居関係障害物の除去

対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税・均等割・所得割の別）及び被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

除去作業の実施

市が賃金労働者等、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。
労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)及び隣接市町からの派遣を求める。
あらかじめ定めておいた集積地等へ一時集積するなどし、作業の円滑化を図る。

救助法に基づく住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害による障害物の除去は、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するため、市が実施するものである。

なお、救助法による障害物の除去の範囲は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害救助法、罹災証明等被害認定関連]

- 3-17-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めたとした者を対象として、障害物の除去を実施する。

第3項 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

1 道路関係障害物の除去

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、県、市及び関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県(土木建築対策部)に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。

資料編 [廃棄物処理]

- 3-19-7 道路関係障害物の除去の概要

2 河川・港湾、漁港関係障害物の除去

市は、所管する施設に関わる障害物を除去する。一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。

資料編 [廃棄物処理]

- 3-19-8 河川・港湾、漁港関係障害物除去の概要

3 汚物の処理

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第20章 ボランティア活動支援

第1節 ボランティアの受入れ・活動支援

主な担当関係部署：社会福祉課、地域振興課

主な担当関係機関：市社会福祉協議会

地震等による大規模災害時には、市及び防災関係機関の救助活動に併せ、市民の協力を必要とする。また、一方では、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に生かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、市は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を考慮し、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

活動方針

- 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、ボランティアの受入れ及び活動支援を実施する。
- 専門的知識・技能を必要とする活動へのボランティア派遣を要請し、活動を支援する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	災害ボランティアセンターの設置						
2	災害ボランティアセンターの運営支援						

具体的な活動内容

第1項 災害ボランティアセンターの設置

市は、市本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに防府市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを設置する。

ボランティアとの連携に関する窓口は、災害ボランティアセンターが、ボランティアの受入れ及び活動の企画・実施、活動に必要な資機材等の調達、市等との連絡調整等、ボランティア活動の支援を行う。

資料編 [ボランティア活動]

- 3-20-1 ボランティア活動の実施系統
- 3-20-2 災害ボランティアセンターの活動内容

第2項 災害ボランティアセンターの運営支援

1 ボランティアの受入及び活動調整

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門的な知識や技術、経験、技能等が効果的に生かされるよう専門性を考慮し、活動ごとにボランティアの受入れ・活動の調整を行う。

市は、災害ボランティアセンターへ運営スタッフを派遣するなどして緊密に連携し、ボランティアの受入れ及び活動を支援する。災害ボランティアセンターの主な活動は以下のとおり。

- ◆ 市災害対策本部との連絡調整
- ◆ 全国的支援組織やボランティア団体、災害中間支援組織、NPO等との連絡調整
- ◆ 各種情報の収集・整理・提供
- ◆ 被災者ニーズの把握
- ◆ ボランティアの受付・派遣・需要調整（専門ボランティア、一般ボランティア）

2 災害ボランティアセンター運営スタッフの確保

ボランティア活動をより効果的に展開するため、運営スタッフを核として、各種団体及び個人ボランティアをネットワーク化した活動を行うよう努める。このため、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。

- ◆ 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
- ◆ 市と信頼関係がある、又は作ることができること。
- ◆ 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
- ◆ ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。
- ◆ 集団や組織のマネージメントができること。

3 ボランティアの活動環境の確保

市は、災害ボランティアセンターを窓口として、ボランティアの活動拠点となる施設の確保を支援するとともに、情報提供や、物品の貸与等を求められた場合、積極的に協力する。また、ボランティアへ健康管理のための情報提供を行い、災害ボランティアセンターを巡回して指導に当たる等、健康管理を支援する。

なお、被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について周知・伝達するよう努める。

4 登録ボランティアに対する登録証明書等の発行

災害ボランティアセンターは、登録したボランティアに対し、登録証明書（名刺サイズ）の所持や名札（名前テープ）等をつけることにより、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

5 ボランティアの派遣の要請

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示等を行う。

6 関係団体等の支援

関係団体、NPO、民間企業等は、円滑なボランティア活動を支援するため、専門人材の派遣、資機材や施設・用地の提供などの支援を行う。また、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮する。

7 専門ボランティアの対応

災害ボランティアセンターは、専門ボランティアの希望があったときは、総合政策部出張所班に連絡する。出張所班は、専門ボランティアの活動内容に応じて各班と受入れに関する調整を行い、ボランティア活動が円滑に進むよう努める。

第21章 災害警備

第1節 陸上警備活動

主な担当関係機関：防府警察署

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、防府警察署は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護及び社会秩序の維持に当たる。

活動方針

- 防府警察署に災害警備本部を設置し、警備体制を確立する。
- 犯罪の予防、交通規制等の措置により、市民の安全と社会秩序の維持に当たる。
- 市本部設置時には、情報共有のため、署員を派遣する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 防府警察署による陸上警備活動						

具体的な活動内容

第1項 防府警察署による陸上警備活動

防府警察署員は、管内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集して災害の状況に応じた警備体制を確立し、災害警備本部を設置する。災害警備本部の組織及び活動は、防府警察署災害警備計画の定めるところによる。

なお、主な活動を以下に示すが、詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 情報の収集・伝達
- ◆ 救出救助活動
- ◆ 交通規制（緊急交通路の確保、一般交通規制等）
- ◆ 遺体捜索・検視
- ◆ 二次災害の防止（危険箇所の把握及び避難措置）
- ◆ 社会秩序の維持（警ら等の強化、生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、民事介入暴力等の取締等）
- ◆ 相談活動（行方不明者相談、消息確認相談、移動交番開設、警察官の立ち寄り活動等）

資料編 [災害対応]

- 3-2-2 防府警察署の警備体制及び活動内容

第2節 海上警備活動

主な担当関係機関：徳山海上保安部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、海上交通の安全確保等応急対策を実施して、生命、財産の保護及び社会秩序の維持に当たる。

活動方針

- 海上における犯罪の予防・取締り及び混乱の防止を図るため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇や航空機により、被害が予想される地域の周辺海域において犯罪の予防・取締りを行う。
- 海上交通の安全確保のための措置を講じる。
- 通信を確保するための資機材確保等に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 徳山海上保安部における海上警備活動						

具体的な活動内容

第1項 徳山海上保安部による海上警備活動

徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに通信連絡網を確保するとともに、海上交通の安全を確保するため、以下の措置を講じる。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 通信連絡体制の確保（通信機器を搭載した巡視船艇の配備、通信要員の配置等）
- ◆ 海域における避難指示
- ◆ 海上の船舶交通の整理・指導及び交通制限
- ◆ 巡視船艇・航空機の巡回による水路の点検
- ◆ 損傷した航路標識の応急措置
- ◆ 無線等による船舶への情報提供
- ◆ 巡視船艇・航空機による防犯予防、取締及び警戒区域・重要施設周辺海域の警戒

資料編 [災害対応]

- 3-2-3 徳山海上保安部の活動内容

第22章 公共施設等の応急復旧

第1節 公共土木施設の応急復旧

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、西日本高速道路(株)

道路、河川、海岸、橋りょう、漁港等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きくかかわっている。これらの施設が災害により被害を受けた場合、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、市は、公共土木施設が被災した場合は、速やかに被害状況の把握に努め、応急措置、応急復旧工事に係る要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置等の方針を定め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

活動方針

- 道路、橋りょう、トンネル等の被害状況を把握し、通行規制の措置、迂回路の選定など安全対策を講じるとともに、応急復旧作業等を行い、道路交通の確保に務める。
- 迅速な道路啓開に向けた要員確保、動員配備、資機材の調達、輸送等を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 応急工事の施工体制の確保						
2 施設別応急措置及び応急復旧						

具体的な活動内容

第1項 応急工事の施工体制の確保

1 要員の確保

市は、被害状況を踏まえ、応急工事の施工に必要な技術者及び技能者の現況を把握し、適切な動員措置を講じる。また、地元建設業者の施工能力を把握し、緊急動員を行う。

2 建設機械、応急復旧用資材の確保

市は、大型建設機械及び土のう袋、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先、輸送方法及び輸送経路を決定し、緊急確保の措置を講じる。

3 応援要請

市は、地震災害等、市単独では対応できない場合は、県及び隣接市等に必要な資機材の提供、職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

第2項 施設別応急措置及び応急復旧

災害が発生した場合、市及び各道路管理者等は、所管する道路、橋りょう及びトンネルについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、迂回路の選定等通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する(第7章第3節「緊急道路啓開」関連)。

1 道路・橋りょう・トンネル

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、資料編のとおりとする。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-1 主な応急復旧措置【道路・橋りょう・トンネル】

2 河川、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸、ポンプ場等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-2 主な応急復旧措置【河川・ため池・内水排水施設】

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮、地震又は津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、県(土木建築部・農林水産部)、徳山海上保安部及び山口県漁業協同組合と連携の上、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-3 主な応急復旧措置【港湾・漁港施設】

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から市民を守るため必要な応急措置及び応急復旧工事を実施する。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-4 主な応急復旧措置【海岸保全施設】

5 砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、市民の生活に特に大きな影響を及ぼすため、県の実施する応急措置（斜面判定土による二次災害防止の調査点検及び応急復旧対策）に協力し、危険個所のパトロールを行うなどの安全確認を実施する。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-5 主な応急復旧措置【砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設】

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-6 主な応急復旧措置【治山・林道施設】

第2節 公共施設の応急復旧

主な担当関係部署：各施設所管課

病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設は、市民の日常生活に大きくかかわる施設であり、また、災害発生時には、応急救護所、避難場所等として重要な役割を担うことになる。これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災市民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかに被害状況の把握に努め、応急措置、応急復旧工事に係る要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置等の方針を定め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

活動方針

○各施設管理者は、被害状況を把握し、施設の機能回復を図るための応急対策をする。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 安全の確保措置						
2 応急復旧対策						

具体的な活動内容

第1項 安全の確保措置

1 施設入館者の安全確保

公共施設等の各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画に基づき、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努めるとともに、消火活動等の初動対応を実施する。

また、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施するとともに、応急救護等の緊急措置を行い、入所者等の安全確保に努める。主な初動対応を以下に示す。

- ◆ 応急対策を実施する組織体制の確立
- ◆ 利用者・入所者、職員の安否確認、応急救護
- ◆ 消火活動
- ◆ 施設設備の点検
- ◆ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ◆ 被災当日及びその後における施設の運営
- ◆ 利用者・入所者の家族への連絡措置

2 二次災害防止措置

災害後の二次災害の防止や応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度判定を実施する。

なお、応急危険度判定の詳細については、第3編第12章「建物及び宅地の応急対策」を参照のこと。

資料編 [建物の応急復旧]

- 3-16-1 応急危険度判定活動体系図
- 3-16-2 被災建築物応急危険度判定の流れ

第2項 応急復旧対策

各施設管理者は、被災状況について市及び県の各施設所管課に報告するとともに、市及び県の各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施し、必要に応じて応援要請を行う。

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置並びに応急復旧に必要な措置について指導を行う。

第23章 ライフライン施設等の応急復旧

第1節 電力施設

主な担当関係機関：中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、県企業局

災害により電気施設に被害があった場合、中国電力ネットワーク(株)及び県企業局は、速やかに活動体制を構築し、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。

市は、電力施設の被害状況及び停電状況、復旧見込み等の情報を収集し、市民へ提供する。

活動方針

○電力事業者の被害状況及び対応状況を、速やかに市民へ伝達する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	中国電力ネットワーク(株)の応急対策						
2	県営電力施設の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 中国電力ネットワーク(株)の応急対策

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク(株)の諸規程に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

災害発生時の活動体制は、以下のとおりとする。

【防災体制発令の考え方】

区分	発令の考え方
警戒体制 (災害対策準備本部)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に一定の被害が予測される場合 ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合

特別非常体制 (災害対策本部)	◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合
--------------------	--

【市本部との連絡体制】

防府市防災危機管理課に都度提出している「災害対策本部設置のお知らせ」に記載のとおり。

3 災害応急対策

災害時における、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う電気施設の防護及び電力供給の確保に関する対策は、災対法第39条の規定に基づき、中国電力ネットワーク(株)が作成する防災業務計画により実施する。

4 災害復旧対策

復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

電源側	◆ 主要水・火力電源に関連する発送変電設備並びに超高压系統に関連する発送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。
負荷側	◆ 治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設及びライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-7 主な応急復旧措置【中国電力】

5 保安対策

(1) 火災時の措置

火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者・警察官の命令があった場合は、次により停電する。

高压線	◆ 最寄りの開閉器
低压線	◆ 変圧器の一次側又は低压線路の適当な箇所
引込線	◆ 柱上分岐点

(2) 非常災害時の措置

暴風雨、洪水等非常災害時において、冠水等で危険と認めたときは、当該範囲の送電を停止する。

第2項 県営電力施設の応急対策

災害等により県営電力施設に被害が発生し、又は発生のおそれのある場合における応急復旧対策に必要な措置について定める。

1 情報連絡体制の確立

災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-8 主な応急復旧措置【県営電力施設】

2 応急対策

(1) 災害発生直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・系統利用協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

(2) 復旧体制

事業所長は、必要な職員を動員して災害箇所を確認し、必要な処置を行うとともに、関係機関と密接な連絡を行い、復旧に努める。

3 保安対策

必要に応じて、中国電力ネットワーク株式会社の指示により送電を停止する。

第2節 ガス施設

主な担当関係機関：山口合同ガス(株)防府支店、簡易ガス供給事業者、
山口県LPガス協会防府徳地支部

災害等が発生し、ガス設備に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図る。

活動方針

○ガス事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、情報提供等の連携を強化する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 ガス事業者(旧一般ガス事業者)の応急対策						
2 ガス事業者(旧簡易ガス事業者)の応急対策						
3 LPガス・燃焼器具の供給対策						

具体的な活動内容

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

1 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者(旧一般ガス事業者)は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立する。

2 応急対策

災害により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者(旧一般ガス事業者)があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施する。

中国四国産業保安監督部は、ガス事業者(旧一般ガス事業者)に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。

ガス事業者(旧一般ガス事業者)は、「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力を努めるものとする。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-9 主な応急復旧措置【ガス事業者(旧一般ガス事業者)】

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

ガス事業者(旧簡易ガス事業者)は、ガス事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努める。

また、一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援

助活動を行う。

中国四国産業保安監督部は、ガス事業者（旧簡易ガス事業者）に対し、災害時における応急措置及び応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス・燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動又は被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できるため、市は一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部と災害時における物資の供給に関する協定を締結している。

LPガス等の確保に向けた要請及び調達の手順は、以下のとおり。

- ① 市は、LPガス等の確保が必要となった場合は、一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部に供給の要請をする。
- ② 一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部は、市からの要請に基づき、供給可能な事業者を市に連絡する。
- ③ 連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。
- ④ また、引渡しに当たっては、市は物資の引渡し場所に職員又は市の指定する者を派遣し、物資の確認を行う。

第3節 水道施設

主な担当関係部署：上下水道局

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に重大な影響を与える。このため市上下水道局は、被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め、迅速な復旧を実施する。

活動方針

○水道関連施設の迅速な被害状況把握、優先度をもった応急復旧対策等を進める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 水道施設の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 水道施設の応急対策

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

災害時における飲料水の確保、復旧、情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、担当職員及び担当業務を定めた計画に基づき動員を行う。

休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所に参集し、応急対策に従事する。

なお、市上下水道局職員で不足する場合の人員の確保は、市本部各対策部及び日本水道協会山口県支部へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

被災施設の応急処置及び復旧は、指定水道工事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、日本水道協会山口県支部に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

日本水道協会山口県支部に対して応援を要請するが、さらに必要と認めるときは、日本水道協会山口県支部が中国四国地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 情報連絡活動

情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等を定めた計画に基づき、迅速かつ正確に情報収集・伝達活動を行う。

また、大規模災害による被害が発生した場合は、広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市本部との連絡調整に必要な要員を速やかに配備し、連携体制を確立する。

2 応急対策

災害発生後は、速やかに水道施設の点検及び被害状況の把握を行い、応急措置を実施する。
なお、水道施設の応急措置内容の詳細については、資料編のとおりとする。

3 復旧対策

復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-10 主な応急復旧措置【水道施設】

第4節 下水道施設

主な担当関係部署：上下水道局、クリーンセンター（廃棄物対策班）

下水道は、市民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。このため、市上下水道局は、災害時における下水道施設の応急対策及び復旧に必要な体制を整備し、迅速に応急活動を実施する。

活動方針

○下水道関連施設の迅速な被害状況把握、優先度をもった応急復旧対策等を進める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 下水道施設の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 下水道施設の応急対策

1 災害活動体制の確保

(1) 要員の確保

災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、職員の担当業務、担当者を選定した計画に基づき動員を行う。この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるよう留意する。

上下水道局の職員が不足する場合の要員の確保について、市本部各対策部及び県都市計画課下水道班へ応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、必要に応じ、関係業者等に対し、事前の協議内容に基づき協力を要請する。

大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、県都市計画課下水道班に「応援あっせんの要請」を行い、必要業者の確保を図る。

(3) 情報連絡活動

応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等を定めた計画に基づき、迅速かつ正確に情報収集・伝達活動を行う。また、市本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

(2) 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

処理施設及びポンプ場については、点検を実施し、被害状況を把握する。

管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

(3) 応急措置

処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

管渠の被害に対しては、箇所や程度に応じて応急措置を講じる。

工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

(4) 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

なお、仮設トイレの設置は、生活環境部廃棄物対策班が行う。

3 復旧対策

(1) 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されており、地震の場合は影響を受けやすく、経年劣化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水樹、取付管の復旧を行う。

(3) 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を併用して実施する。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 3-15-5 公共下水道現況一覧

第5節 電気通信設備

主な担当関係機関：西日本電信電話(株)山口支店

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、西日本電信電話株式会社は、各種通信施設の確保、復旧等を実施する。

市は、電気通信設備の被害状況及び通信の停止状況、復旧見込み等の情報を収集し、市民へ提供する。

活動方針

○西日本電信電話（株）の迅速な応急復旧活動を支援するため、情報提供等の連携を強化する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 電気通信設備の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 電気通信設備の応急対策

災害が発生した場合には、その所管する電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認められた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

災害対策本部には、「情報統括班」、「設備復旧G」、「お客様対応G」及び「総務厚生G」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

地震等、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

3 応急対策

災害発生後は、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、速やかに施設設備の点検及び被害状況の把握を行い、応急措置を実施する。

なお、電気通信設備の応急措置内容の詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-11 主な応急復旧措置【電気通信設備】

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第6節 工業用水道施設

主な担当関係部署：上下水道局

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、災害発生時における応急・復旧対策を迅速に実施する。

活動方針

○工業用水関連施設の迅速な被害状況把握、優先度をもった応急復旧対策等を進める。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 工業用水道施設の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 工業用水道施設の応急対策

1 情報連絡体制の確立

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、上下水道局中央管理室の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、上下水道局及びユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関、市民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。

資料編 [復旧対策]

- 3-21-12 工業用水道施設の連絡体制図

2 応急対策（発生直後の保安）

工業用水道施設は、配水管、水源地等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

3 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

第7節 鉄道施設

主な担当関係機関：西日本旅客鉄道(株)

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

市は、鉄道施設の被害状況、運行の停止状況、復旧見込み等の情報を収集し、市民へ提供する。

活動方針

○鉄道事業者と連携し、旅客及び施設の安全確保を行い、事業者が行う応急措置及び応急対策を支援する。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	鉄道施設の応急対策						

具体的な活動内容

第1項 鉄道施設の応急対策

災害発生には、避難誘導及び負傷したお客様の救護活動を速やかに実施し、被害を最小限に留めるとともに、適切な案内放送を行い、混乱を防止する。また、火災や浸水などの二次災害発生の防止に努め、旅客の安全と輸送の安全の確保を図る。

第24章 農林業災害応急対策

第1節 農産物対策

主な担当関係部署：農林水産振興課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

関係機関は、災害時における農業用施設の被害の実情を早期に調査し、農林業の経営の安定を図るための応急復旧対策を図るものとする。

活動方針

- 病虫害防除対策に関して、山口農林水産事務所等から技術的指導が円滑に行なえるように関係機関との情報伝達を行う。
- 種子、種苗の供給確保に関して、早期に行なえるよう農業団体等との情報伝達を的確に行なう。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	病虫害防除対策						
2	種子及び種苗の確保供給						

具体的な活動内容

第1項 病虫害防除対策（植物防疫法）

農産物対策全般の実施体系は、資料編のとおりとする。

資料編 [農林業災害対策]

- 3-22-1 農産物対策全般の実施系統
- 3-22-2 予察の実施体系
- 3-22-3 病虫害防除対策実施体系

1 県の防除体制

県は、病害虫発生時の防除に関し、以下を実施する。

実施事項	実施内容
病害虫防除計画の作成及び指導	◆ 県農林水産部は病害虫防除指導推進要綱に基づき県病害虫防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成するとともに市町の防除実施計画の立案について指導を行う。
防除活動	◆ 県農林水産部は、県病害虫防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・農林総合技術センター農業技術部（病害虫防除所）と農林水産事務所及び農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病害虫発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。 ・農林総合技術センター（病害虫防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。 ・被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。
農薬等の確保措置	◆ 農薬等防除資材の需給調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求める。

2 市の防除体制

病害虫発生時は、県の防除体制に準じて体制を整えるとともに必要な事項について定めることとする。

第2項 種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）

1 確保の措置

災害応急用の種子及び種苗の確保として、以下の措置を実施する。

対象	措置
水稻関係	◆ 災害応急用水稲粳の確保措置
野菜関係	◆ 野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置
飼料作物関係	◆ 災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

災害応急用の種子及び種苗の供給は、以下の方法で実施する。

対象	方法
種粳	◆ 市長からの要請申請により、山口県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行う。
野菜関係	◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第3項 生産技術指導

山口農林水産事務所は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導に当たる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については、被害の様相に応

じて適切な指導を行う。主な対策は以下のとおり。

対 象	対 策 事 項
水稲関係	◆ 台風来襲時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除及び二次的に発生する病害虫対策
果樹、野菜その他の作物関係	◆ 防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕等による生育促進及び二次的に発生する病害虫対策

第2節 家畜管理応急対策

主な担当関係部署：農林水産振興課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

畜産及び農業関係団体の協力を得て、飼料の確保、調達並びに配給対策を講じる。

活動方針

○家畜管理に関して、関係機関との連携・連絡を密にするとともに、あらかじめ定められた役割分担に基づき、迅速かつ適切な防疫対策を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	家畜伝染病予防対策						
2	被災家畜への応急対策						

具体的な活動内容

第1項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 活動組織

被災地における家畜伝染病予防対策は、山口農林水産事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、市が実施する。

地区家畜防疫対策協議会は、山口農林水産事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）、山口健康福祉センター（山口環境保健所）、県畜産振興協会、市（農林水産振興課）、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、県農業協同組合、酪農関係団体により構成する。

なお、連絡体系図及び活動組織については、資料編のとおりとする。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 3-3-14 地区家畜防疫対策協議会連絡体系図

資料編 [農林業災害対策]

- 3-22-4 地区家畜防疫対策協議会活動組織

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

防疫組織構成	業 務 の 内 容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家畜伝染病に関する啓発・指導 ◆ 情報収集、連絡及び報告 ◆ 防疫用資材の調達、あっせん及び配分
病性調査班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 疑似患畜及び患畜の病生鑑定並びに疫学的調査 ◆ 発生源及び感染経路の探求調査
検診班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防疫地図の作成 ◆ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力 ◆ 疑似患畜の検診及び治療
消毒処置班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発生畜舎及び予防指定地域に対する消毒指導 ◆ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等 ◆ 疑似患畜、患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導 ◆ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
殺処分・評価班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 患畜及び疑似患畜の殺処分 ◆ 殺処分家畜、埋却等を行う生産物等の評価
飼養管理指導班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導 ◆ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第2項 被災家畜への応急対策

1 被災家畜の管理場の確保

被災家畜が生じた場合、市は水系及び発生する災害の程度を考慮し、被災家畜のための管理場を確保し、あらかじめ決めた管理者を配置して適切な管理を実施する。

管理場の確保及び管理者の配置の基準は、次のとおりとする。

対 象	対 策 事 項
管理場の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ おおむね3.3平方メートル当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所・施設）とする。 ◆ 大家畜、緬山羊は繫養を原則とし、その他の家畜は迫込式とする。
管理者の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1人の割合で配置

2 飼料の確保、調達及び配給

被災家畜への飼料の確保、調達及び配給は、以下のとおりとする。

対 象	対 策 事 項
粗飼料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。
濃厚飼料	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第3節 貯木対策

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、防府警察署

災害発生時に流木による被害及び在港船舶の危険を防除するため、その実情を調査・把握し、流出防止と除去措置を講ずる。

活動方針

○貯木場の被害状況を速やかに把握し、流出防止及び除去措置を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	港湾関係貯木場における防災上の措置						
2	貯木工場における防災上の措置						
3	流木のおそれがある貯木場の措置						

具体的な活動内容

各貯木場において、災害発生のおそれがある場合の措置及び災害発生後の応急対策等防災上の措置は、次の実施責任者が行う。

対 象	防 災 上 の 措 置 を 実 施 す る 者
公共管理者が管理する施設及び水面	◆ 公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。
民間貯木場	◆ 所有者自体の責任において、所有者自身又は荷役業者により実施する。
内陸部の河川流域等における貯木場	◆ 木材所有者が実施する。

なお、その指導体制は、以下のとおりとする。

指 導 体 制 区 分		指 導 者	
県	港湾関係	土木建築部港湾課	防府土木建築事務所
	貯木工場関係	農林水産部森林企画課	山口農林水産事務所（森林部）、市
第六管区海上保安本部（港湾関係）		徳山海上保安部	
防府警察署			

第1項 港湾関係貯木場における防災上の措置

港湾関係貯木場における防災上の措置及び流木応急対策は、次のとおり行う。

1 防災上の措置

水面貯木場及び陸上貯木場における防災上の措置は、次の指導基準に従い行う。

対 象	措 置 内 容 (指 導 基 準)
水面貯木場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 木材の流出を防ぐため原則として陸上げし、水面貯木の減少を図ること。 ◆ いかだに組みワイヤーロープ等で岸壁に固縛し流出防止を図ること。 ◆ いかだ作業技術者及び曳船を待機させ事故防止を図ること。 ◆ 現場の監視を厳重に行うこと。
陸上貯木場 (野積場一時使用を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台風時においては、気象情報に基づき、波浪の及ばない位置まで木材を移動させることを原則とし、止むを得ない場合は、ワイヤーロープ等で結束し散乱を防止すること。 ◆ 現場の監視を厳重に行うこと。

2 流木応急対策

徳山海上保安部は、港湾において貯木が流出した場合は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第2項 貯木工場における防災上の措置

貯木工場における防災上の措置は、次の指導基準に従い行う。

対 象	措 置 内 容 (指 導 基 準)
貯木工場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努めること。 ◆ 貯木場所は、流失、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶこと。 ◆ 災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認すること。 ◆ 貯木工場ごとに責任者を定めておき、気象予警報に従い警戒配置につくこと。 ◆ 現地の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること。 ◆ はえ積は、必ず両端とも機組とし矢をさすこと。 ◆ はえ積の高さは、洪水、高潮時において、はえ足を洗う水位の3倍以上とすること。 ◆ 2つ以上のはえ積の場合は、各はえを連れいし、安定させるため必ずつなぎ材及び長材を巻き込むこと。 ◆ 危険が予想される場合は必ずワイヤーをかけ、けい縛又は袋網羽を張ること。

第3項 流木のおそれがある貯木場の措置

1 流木のおそれがある場合の措置（現況把握）

防府警察署又は徳山海上保安部は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況（所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等）を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

2 応急措置（災対法第59条）

流木が発生した場合は、防府警察署長又は徳山海上保安部長は、市と連絡をとり、関係者に対し事前措置を講じる。

第25章 複合災害応急対策

第1節 複合災害応急対策

主な担当関係部署：各課共通

主な担当関係機関：県、防災関係機関

複合災害発生時においては、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、避難者数の増加といった様々な問題への対応が一度に又は広範囲で必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。本章においては、市防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への応急対策に留意し、所要の措置を講じる。

活動方針

○各対策計画を踏まえた応急対策を行うとともに、災害の状況を把握し、緊急度に応じた優先順位をもって対応に当たる。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	活動体制の確立						
2	情報の収集・連絡						
3	避難対策						
4	防災設備・機材の損壊時の対応						
5	緊急輸送活動						

具体的な活動内容

第1項 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、市は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策を定める。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第2項 情報の収集・連絡

市は、複合災害が発生した場合、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者からの自然災害による避難経路、避難施設に係る被災情報等を早急かつ的確に把握するとともに、県等の防災関係機関と情報共有を図る。

第3項 避難対策

市及び県は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。

なお、市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施に当たり十分留意する。

第4項 防災設備・機材の損壊時の対応

市及び県は、医療、救助及び救急活動について、自然災害により必要な要員又は資機材の不足が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合には、災害時相互応援協定等に基づき、必要な資機材等の確保を図る。

第5項 緊急輸送活動

市及び県は、収集した情報に基づき、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定若しくは確認できる時は、道路管理者と連携し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。